

計量管理規定 改訂 22 新・旧対照表

三菱原子燃料株式会社

変更前	変更後	理由
<p data-bbox="151 289 676 325">事業所等の名称 三菱原子燃料株式会社</p> <p data-bbox="552 779 884 814">計 量 管 理 規 定</p>	<p data-bbox="1308 289 1834 325">事業所等の名称 三菱原子燃料株式会社</p> <p data-bbox="1709 779 2041 814">計 量 管 理 規 定</p>	

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第一章 総則 ----- 頁</p> <p>  第1条 (目的) ----- 1</p> <p>  第2条 (適用範囲) ----- 1</p> <p>  <u>第3条</u> (規定の遵守等) ----- 1</p> <p style="text-align: right;">目-1</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第一章 総則 ----- 頁</p> <p>  第1条 (目的) ----- 1</p> <p>  第2条 (適用範囲) ----- 1</p> <p>  <u>第3条</u> (定義) ----- 1</p> <p>  <u>第4条</u> (規定の遵守等) ----- 1</p> <p style="text-align: right;">目-1</p>	<p>第3条(定義)を追記 条番号変更</p>

変更前	変更後	理由
第2編 加工施設における計量管理規定	第2編 加工施設における計量管理規定	
第一章 目的 ----- 頁 1	第一章 適用範囲 ----- 頁 1	(目的)、(定義)、(規定の遵守等)及び(計量管理実施要領)を削除 以降、条番号を繰り上げ
第1条(目的) ----- 1	第1条(適用範囲) ----- 1	
第2条(適用範囲) ----- 1		
第3条(定義) ----- 1		
第4条(規定の遵守等) ----- 1		
第5条(計量管理実施要領) ----- 1		
第二章 組織及び職務 ----- 2	第二章 組織及び職務 ----- 2	条名称変更
第6条(計量管理総括者及び責任者) ----- 2	第2条(計量管理総括者、計量管理副総括者及び計量管理責任者) ----- 2	
第7条(計量管理組織) ----- 2	第3条(計量管理組織) ----- 2	
第8条(職務) ----- 2	第4条(職務) ----- 2	
第三章 核燃料物質計量管理区域 ----- 4	第三章 核燃料物質計量管理区域 ----- 4	
第9条(設定及びその符号) ----- 4	第5条(設定及びその符号) ----- 4	
第四章 主要測定点 ----- 5	第四章 主要測定点 ----- 5	
第10条(設定及びその符号) ----- 5	第6条(設定及びその符号) ----- 5	
第五章 計量管理の原則 ----- 6	第五章 計量管理の原則 ----- 6	
第11条(実施単位) ----- 6	第7条(実施単位) ----- 6	
第12条(計量管理システム) ----- 6	第8条(計量管理システム) ----- 6	
第13条(取扱単位) ----- 6	第9条(取扱単位) ----- 6	
第14条(バッチ及びその符号) ----- 6	第10条(バッチ及びその符号) ----- 6	
第15条(バッチの構成) ----- 6	第11条(バッチの構成) ----- 6	
第16条(バッチの記述略号) ----- 7	第12条(バッチの記述略号) ----- 7	
第17条(核燃料物質の同定) ----- 7	第13条(核燃料物質の同定) ----- 7	
第18条(供給当事国別管理) ----- 7	第14条(供給当事国別管理) ----- 7	
第六章 計量管理手続 ----- 8	第六章 計量管理手続 ----- 8	字句修正
第19条(受入れ手続) ----- 8	第15条(受入手続) ----- 8	
第20条(受払間差異の手続) ----- 8	第16条(受払間差異の手続) ----- 8	
第21条(払出し手続) ----- 8	第17条(払出手続) ----- 8	字句修正
第22条(廃棄の手続) ----- 9	第18条(廃棄の手続) ----- 9	
第23条(保管廃棄再生の手続) ----- 9	第19条(保管廃棄及び保管廃棄再生の手続) ----- 9	条名称変更
第24条(事故損失又は事故増加の手続) ----- 9	第20条(事故損失又は事故増加の手続) ----- 9	
第25条(リバッチング手続) ----- 9	第21条(リバッチング手続) ----- 9	
第26条(混合の手続) ----- 10	第22条(混合の手続) ----- 10	
第27条(区分変更の手続) ----- 10	第23条(区分変更の手続) ----- 10	
第28条(核燃料物質の保管又は貯蔵手続) ----- 10	第24条(核燃料物質の保管又は貯蔵手続) ----- 10	
第29条(試料の収去及び保管の手続) ----- 10	第25条(試料の収去及び保管の手続) ----- 10	
目-2	目-2	

変更前	変更後	理由
第七章 実在庫量の確認 ----- 11	第七章 実在庫量の確認 ----- 11	
第 30 条 (目的及びその頻度) ----- 11	第 26 条 (目的及びその頻度) ----- 11	
第 31 条 (実施計画) ----- 11	第 27 条 (実施計画) ----- 11	
第 32 条 (実施手続) ----- 11	第 28 条 (実施手続) ----- 11	
第 33 条 (実在庫量の確定) ----- 12	第 29 条 (実在庫量の確定) ----- 12	
第八章 測定の方法及び測定機器の管理 ----- 13	第八章 測定の方法及び測定機器の管理 ----- 13	
第 34 条 (測定の方法) ----- 13	第 30 条 (測定の方法) ----- 13	
第 35 条 (測定結果の解析及びその評価) ----- 13	第 31 条 (測定結果の解析及びその評価) ----- 13	
第 36 条 (機器の校正頻度、内容、結果の記録) ----- 13	第 32 条 (機器の校正頻度、内容、結果の記録) ----- 13	
第九章 供給当事国別の管理の方法 ----- 14	第九章 供給当事国別の管理の方法 ----- 14	
第 37 条 (供給当事国別管理方法) ----- 14	第 33 条 (供給当事国別管理方法) ----- 14	
第 38 条 (在庫変動等に係る管理手続) ----- 14	第 34 条 (在庫変動等に係る管理手続) ----- 14	
第 39 条 (偏りの調整の方法) ----- 14	第 35 条 (偏りの調整の方法) ----- 14	
第十章 記録 ----- 15	第十章 記録 ----- 15	
第 40 条 (計量記録) ----- 15	第 36 条 (計量記録) ----- 15	
第 41 条 (ソースデータ) ----- 15	第 37 条 (ソースデータ) ----- 15	
第 42 条 (操業記録) ----- 15	第 38 条 (操業記録) ----- 15	
第 43 条 (調整及び訂正) ----- 15	第 39 条 (調整及び訂正) ----- 15	
第 44 条 (記録の保存) ----- 15	第 40 条 (記録の保存) ----- 15	
第十一章 報告 ----- 16	第十一章 報告 ----- 16	
第 45 条 (在庫変動及び在庫等の報告) ----- 16	第 41 条 (在庫変動及び在庫等の報告) ----- 16	
第 46 条 (供給当事国別管理報告の選択) ----- 16	第 42 条 (供給当事国別管理報告の選択) ----- 16	
第 47 条 (コンサイスノート) ----- 16	第 43 条 (コンサイスノート) ----- 16	
第十二章 国際約束の遵守等に係る事項 ----- 17	第十二章 国際約束の遵守等に係る事項 ----- 17	
第 48 条 (設計情報等の保管) ----- 17	第 44 条 (設計情報等の保管) ----- 17	
第 49 条 (設計情報の変更手続) ----- 17	第 45 条 (設計情報の変更手続) ----- 17	
第 50 条 (供給当事国等の確認) ----- 17	第 46 条 (供給当事国等の確認) ----- 17	
第 51 条 (査察用封印又は監視装置) ----- 18	第 47 条 (査察用封印又は監視装置) ----- 18	
第 52 条 (連絡) ----- 18	第 48 条 (連絡) ----- 18	
目-3	目-3	

変更前	変更後	理由
第3編 使用施設における計量管理規定	第3編 使用施設における計量管理規定	
		頁
第1条 目的 -----	第1条 適用範囲 -----	1 「目的」、「定義」及び「規定の遵守等」を削除
第2条 適用範囲 -----	第2条 計量管理総括者、計量管理副総括者及び計量管理責任者 -----	1 以降、条番号を繰り上げ
第3条 定義 -----	第3条 組織及び職務 -----	1 条名称変更
第4条 規定の遵守等 -----	第4条 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 -----	2
第5条 計量管理総括者及び責任者 -----	第5条 主要測定点の設定及びその符号 -----	3
第6条 組織及び職務 -----	第6条 計量管理の原則 -----	3
第7条 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 -----	第7条 バッチの区分方法及びその符号等 -----	3
第8条 主要測定点の設定及びその符号 -----	第8条 供給当事国別管理 -----	3
第9条 計量管理の原則 -----	第9条 受入手続 -----	4 字句修正
第10条 バッチの区分方法及びその符号等 -----	第10条 払出手続 -----	4 字句修正
第11条 供給当事国別管理 -----	第11条 廃棄の手続 -----	4
第12条 受入手続 -----	第12条 保管廃棄及び保管廃棄再生の手続 -----	5 条名称変更
第13条 払出手続 -----	第13条 混合及び区分変更の手続 -----	5
第14条 廃棄の手続 -----	第14条 事故損失又は増加の手続 -----	6
第15条 保管廃棄再生の手続 -----	第15条 リバッチングの手続 -----	6
第16条 混合及び区分変更の手続 -----	第16条 実在庫量の確認 -----	6
第17条 事故損失又は増加の手続 -----	第17条 測定の方法及び測定機器の管理 -----	6
第18条 リバッチングの手続 -----	第18条 核燃料物質の記録及びその保管 -----	7
第19条 実在庫量の確認 -----	第19条 供給当事国別管理報告の選択 -----	7
第20条 測定の方法及び測定機器の管理 -----	第20条 報告等 -----	7
第21条 核燃料物質の記録及びその保管 -----	第21条 国際約束の履行 -----	7
第22条 供給当事国別管理報告の選択 -----	第22条 連絡 -----	8
第23条 報告等 -----		
第24条 国際約束の履行 -----		
第25条 連絡 -----		

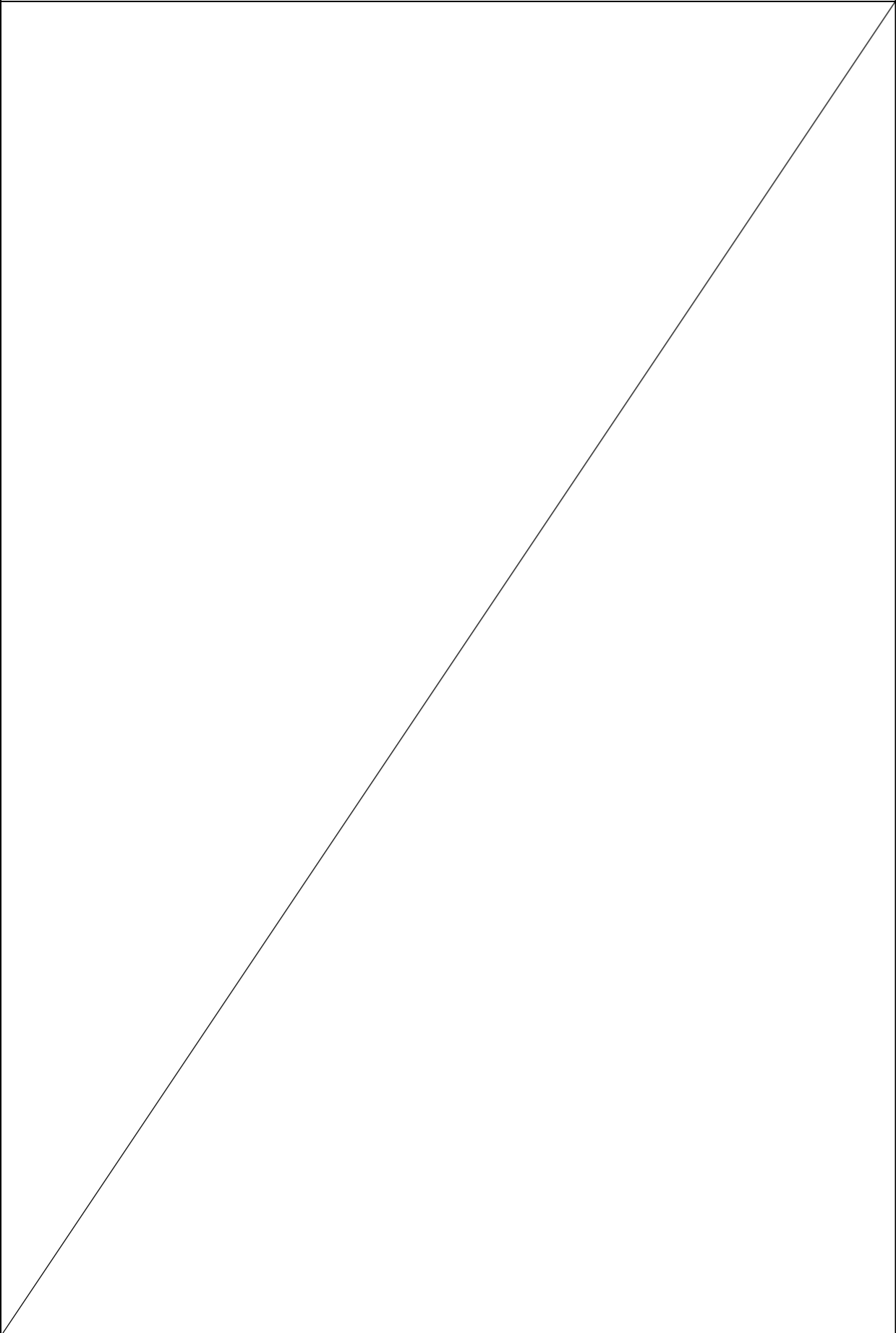
変更前	変更後	理由
<p data-bbox="231 220 923 289">(施行日) 施行日については、認可後、計量管理総括者が通知する。</p> <p data-bbox="231 405 338 432">改訂履歴</p> 	<p data-bbox="1389 220 2080 289">(施行日) 施行日については、認可後、計量管理総括者が通知する。</p> <p data-bbox="1389 405 1495 432">改訂履歴</p> 	

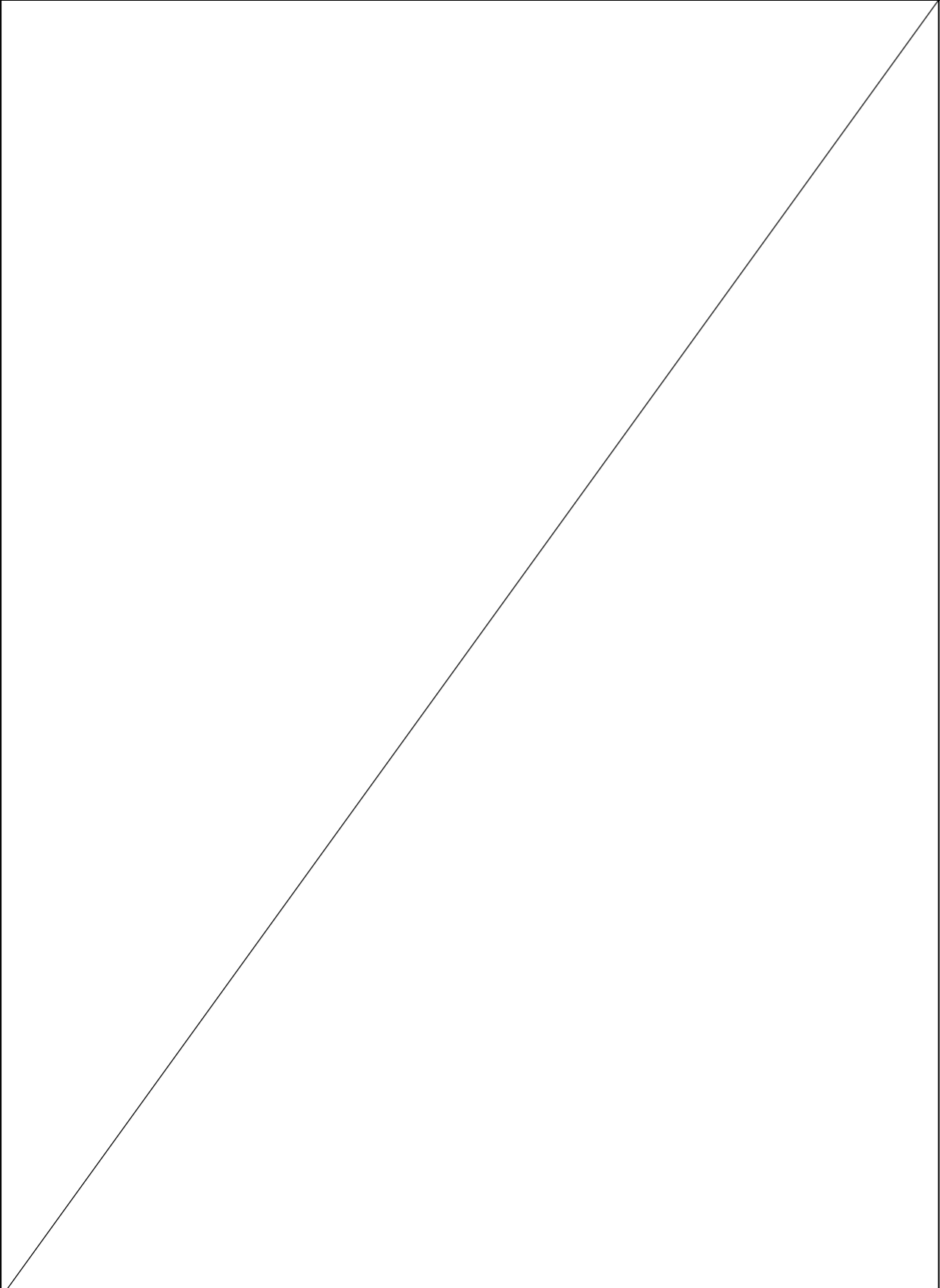
変更前	変更後	理由
第1編 総 則	第1編 総 則	



変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">総則</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>第一章 総則 ----- 1</p> <p>  第1条 (目的) ----- 1</p> <p>  第2条 (適用範囲) ----- 1</p> <p>  第3条 (規定の遵守等) ----- 1</p> <p style="text-align: center;">目-1</p>		<p>目次削除</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第1編 総 則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(目的)  第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法律」という。)  第61条の8第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第4条の2の2の規定に基づいて、三菱原子燃料株式会社における国際規制物資の計量及び管理(以下「計量管理」という。)に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保し、併せて、国際約束に基づく保障措置の適用、その他の規制の円滑な運用に資することとする。</p> <p>(適用範囲)  第2条 本規定は、法律第13条に規定する加工の事業及び法律第52条の第1項の許可を受けた使用の目的に使用する場合における国際規制物資(核燃料物質に限る。以下同じ)の計量管理について適用する。</p> <p>(規定の遵守等)  <b>第3条</b> 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる者並びに適切な計量管理を実施する上で必要と認められる者は、この規定を遵守するものとする。</p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p style="text-align: center;">第1編 総 則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(目的)  第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法律」という。)  第61条の8第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第4条の2の2の規定に基づいて、三菱原子燃料株式会社における国際規制物資の計量及び管理(以下「計量管理」という。)に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保し、併せて、国際約束に基づく保障措置の適用、その他の規制の円滑な運用に資することとする。</p> <p>(適用範囲)  第2条 本規定は、法律第13条に規定する加工の事業及び法律第52条の第1項の許可を受けた使用の目的に使用する場合における国際規制物資(核燃料物質に限る。以下同じ)の計量管理について適用する。</p> <p><u>(定義)</u>  <b>第3条</b> <u>本規定において用いる用語の定義については、第1表に定める通りとする。</u></p> <p>(規定の遵守等)  <b>第4条</b> 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる者並びに適切な計量管理を実施する上で必要と認められる者は、この規定を遵守するものとする。</p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p style="text-align: center;">理由</p> <p>第3条(定義)追記</p> <p>条番号変更</p>

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;"><u>第 1 表 定 義 (1)</u></p> <p><u>1.「濃縮度」とは、ウラン 233 の量とウラン 235 の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をいう。</u></p> <p><u>2.「高濃縮ウラン」(HEU)とは、濃縮度が、20%以上になるように濃縮されたウランをいう。</u> <u>(HEU:U235≥20%)</u></p> <p><u>3.「低濃縮ウラン」(LEU)とは、濃縮度が 0.711%を超え、20%未満に濃縮されたウランをいう。</u> <u>(LEU:0.711%&lt;U235&lt;20%)</u></p> <p><u>4.「天然ウラン」(NU)とは、天然に産するウランをいう。</u> なお、天然ウラン同士の混合以外の方法(濃縮、混合、再処理等)によって得られたウランについては、例え天然ウランの濃縮度と同等の値であっても、天然ウランとはしない。</p> <p><u>5.「劣化ウラン」(DU)とは、濃縮度が 0.711%以下のウランをいう。</u> (DU:U235≤0.711%)</p> <p><u>6.「特定核分裂性物質」とは、ウラン 233、ウラン 235 をいう。</u></p> <p><u>7.「供給当事国」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 条第 12 項に基づき、原子力規制委員会が告示する国際規制物資に関する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(昭和 52 年条約第 13 号)を除く)の締約相手国(国際機関を含むものとして、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあつては、当該複数の締約相手国又は国際機関)をいう。</u></p> <p><u>8.「核燃料物質計量管理区域」(MBA)とは、加工施設内及び使用施設内(加工施設内の分析室を含む)であつて、国際約束に基づく保障措置の適用その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る核燃料物質の計量管理を適切に行うことができる区域をいう。</u></p> <p><u>9.「主要測定点」(KMP)とは、MBA 内における箇所であつて、当該 MBA に係る核燃料物質の受払い又は実在庫に関する計量管理を適切に行うことができるものをいう。</u> <u>KMP には、流れの KMP (FKMP) 及び在庫の KMP (IKMP) とがある。</u></p> <p><u>10.「区分変更」とは、混合により濃縮度が変わり、HEU から LEU 又は DU に、LEU から HEU 又は DU に、DU から HEU 又は LEU に、NU から HEU 又は LEU 又は DU に区分が変わることをいう。</u></p> <p><u>11.「測定済廃棄物」とは、測定され又は測定に基づいて推定され、かつ、その後の原子力利用に適さないような態様で廃棄された核燃料物質をいう。</u></p> <p><u>12.「保管廃棄物」とは、処理又は使用上の事故の結果により当分の間、回収不可能であると認められ、かつ貯蔵されることになる核燃料物質をいう。</u></p>	<p>第 1 表 定義(1)追記</p> <p>1.「濃縮度」の定義を追記以降、項番号繰り下げ</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>「プルトニウム」の取り扱いが無い ため記載削除</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>「濃縮」及び「核的損耗」の 取り扱いが無い ため記載削除</p>
	-2-	

変更前	変更後	理由
	<p style="text-align: center;"><u>第1表 定義(2)</u></p> <p><u>13.「保管廃棄再生」とは、保管廃棄物として貯蔵されていた物質の核物質在庫への再移転。これは保管廃棄区分の物質を、その MBA において処理するために、あるいはその MBA から払い出すために貯蔵庫から移動するときに適用される。</u></p> <p><u>14.「在庫差」(MUF)とは、帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。</u></p> <p><u>15.「実効値」(EKG)とは、核燃料物質について次に掲げるところにより算定した数値をいう。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ. <u>濃縮度が 1/100 以上のウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の 2 乗を乗じて得られた数値。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ロ. <u>濃縮度が 5/1,000 を超え、1/100 に達しないウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に 1/10,000 を乗じて得られた数値。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ハ. <u>濃縮度が 5/1,000 以下のウラン又はトリウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に 5/100,000 を乗じて得られた数値。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ニ. <u>イからハマまでに掲げる物質の一つ又は二つ以上を含むものにあつては、当該物質ごとに、それぞれイからハマまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値。</u></p> <p><u>16.「バッチ」とは、計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。</u></p> <p><u>17.「ソースデータ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ又は経験則に基づいた関係を導き出すために用いられるデータであつて、核燃料物質を同定し、バッチデータの基礎になるものをいう。</u> ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係を含む。</p> <p><u>18.「日米協定」の新旧とは、次の区分による政府間協定の総称をいう。</u> 新:1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。 旧:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。(その改訂を含む。)</p> <p><u>19.「年間移転量」とは、施設が公称能力で稼働する場合にその施設から1年間に移転される核燃料物質の量をいう。</u></p>	<p>第1表 定義(2)追記</p> <p>13.「保管廃棄再生」の定義を追記 以降、項番号繰り下げ 記載適正化</p> <p>「プルトニウム」の取り扱いが無い ため記載削除</p>

変更前	変更後	理由
第 2 編 加工施設における計量管理規定	第 2 編 加工施設における計量管理規定	

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">加工施設における計量管理規定</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>第一章 目的 ----- 1</p> <p>  第 1 条 (目的) ----- 1</p> <p>  第 2 条 (適用範囲) ----- 1</p> <p>  第 3 条 (定義) ----- 1</p> <p>  第 4 条 (規定の遵守等) ----- 1</p> <p>  第 5 条 (計量管理実施要領) ----- 1</p> <p>第二章 組織及び職務 ----- 2</p> <p>  第 6 条 (計量管理総括者及び責任者) ----- 2</p> <p>  第 7 条 (計量管理組織) ----- 2</p> <p>  第 8 条 (職務) ----- 2</p> <p>第三章 核燃料物質計量管理区域 ----- 4</p> <p>  第 9 条 (設定及びその符号) ----- 4</p> <p>第四章 主要測定点 ----- 5</p> <p>  第 10 条 (設定及びその符号) ----- 5</p> <p>第五章 計量管理の原則 ----- 6</p> <p>  第 11 条 (実施単位) ----- 6</p> <p>  第 12 条 (計量管理システム) ----- 6</p> <p>  第 13 条 (取扱単位) ----- 6</p> <p>  第 14 条 (バッチ及びその符号) ----- 6</p> <p>  第 15 条 (バッチの構成) ----- 6</p> <p>  第 16 条 (バッチの記述略号) ----- 7</p> <p>  第 17 条 (核燃料物質の同定) ----- 7</p> <p>  第 18 条 (供給当事国別管理) ----- 7</p> <p>第六章 計量管理手続 ----- 8</p> <p>  第 19 条 (受入れ手続) ----- 8</p> <p>  第 20 条 (受払間差異の手続) ----- 8</p> <p>  第 21 条 (払出し手続) ----- 8</p> <p>  第 22 条 (廃棄の手続) ----- 9</p> <p>  第 23 条 (保管廃棄再生の手続) ----- 9</p> <p>  第 24 条 (事故損失又は事故増加の手続) ----- 9</p> <p>  第 25 条 (リバッチング手続) ----- 9</p> <p>  第 26 条 (混合の手続) ----- 10</p> <p>  第 27 条 (区分変更の手続) ----- 10</p> <p>  第 28 条 (核燃料物質の保管又は貯蔵手続) ----- 10</p> <p>  第 29 条 (試料の収去及び保管の手続) ----- 10</p> <p style="text-align: center;">目-1</p>		<p>目次削除</p>

変更前	変更後	理由
第七章 実在庫量の確認 ----- 11 第 30 条 (目的及びその頻度) ----- 11 第 31 条 (実施計画) ----- 11 第 32 条 (実施手続) ----- 11 第 33 条 (実在庫量の確定) ----- 12		目次削除
第八章 測定の方法及び測定機器の管理 ----- 13 第 34 条 (測定の方法) ----- 13 第 35 条 (測定結果の解析及びその評価) ----- 13 第 36 条 (機器の校正頻度、内容、結果の記録) ----- 13		
第九章 供給当事国別の管理の方法 ----- 14 第 37 条 (供給当事国別管理方法) ----- 14 第 38 条 (在庫変動等に係る管理手続) ----- 14 第 39 条 (偏りの調整の方法) ----- 14		
第十章 記 録 ----- 15 第 40 条 (計量記録) ----- 15 第 41 条 (ソースデータ) ----- 15 第 42 条 (操業記録) ----- 15 第 43 条 (調整及び訂正) ----- 15 第 44 条 (記録の保存) ----- 15		
第十一章 報 告 ----- 16 第 45 条 (在庫変動及び在庫等の報告) ----- 16 第 46 条 (供給当事国別管理報告の選択) ----- 16 第 47 条 (コンサイスノート) ----- 16		
第十二章 国際約束の遵守等に係る事項 ----- 17 第 48 条 (設計情報等の保管) ----- 17 第 49 条 (設計情報の変更手続) ----- 17 第 50 条 (供給当事国等の確認) ----- 17 第 51 条 (査察用封印又は監視装置) ----- 18 第 52 条 (連 絡) ----- 18		
目-2		

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第 2 編 加工施設における計量管理規定</p> <p style="text-align: center;">第一章 <u>目 的</u></p> <p><u>(目 的)</u>  <u>第 1 条</u> 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法律」という。)第 61 条の 8 第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 4 条の 2 の 2 の規定に基づいて、三菱原子燃料株式会社(以下「加工施設」という。)における国際規制物資の計量及び管理(以下「計量管理」という。)に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保し、併せて、国際約束に基づく保障措置の適用、その他の規制の円滑な運用に資することとする。</p> <p><u>(適用範囲)</u>  <u>第 2 条</u> 本規定は、法律第 13 条に規定する加工の事業の用に供する場合における国際規制物資の計量管理について適用する。</p> <p><u>(定 義)</u>  <u>第 3 条</u> 本規定において用いる用語の定義については、第 1 表に定める通りとする。</p> <p><u>(規定の遵守等)</u>  <u>第 4 条</u> 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる者並びに適切な計量管理を実施する上で必要と認められる者は、この規定を遵守するものとする。</p> <p><u>(計量管理実施要領)</u>  <u>第 5 条</u> 本規定に従い、適切な計量管理を実施する上で必要がある場合には、この規定に定めている事項の範囲内において、その細部の事項を計量管理実施要領(以下「実施要領」という。)として定めることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p style="text-align: center;">第 2 編 加工施設における計量管理規定</p> <p style="text-align: center;">第一章 <u>適用範囲</u></p> <p><u>(適用範囲)</u>  <u>第 1 条</u> 本規定は、法律第 13 条に規定する加工の事業の用に供する場合における国際規制物資の計量管理について適用する。</p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p>章名称変更</p> <p>(目的)を削除</p> <p>条番号変更</p> <p>(定義)を削除</p> <p>(規定の遵守等)を削除</p> <p>(計量管理実施要領)を削除</p>



変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第二章 組織及び職務</p> <p>(計量管理総括者及び責任者)</p> <p><b>第6条</b> 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、加工施設に計量管理総括者と計量管理責任者をおく。</p> <p>2. <u>社長は、計量管理に関する組織及び職務を定める。</u></p> <p>3. 社長は、役員の中から計量管理総括者を任命する。又、計量管理責任者は生産管理部核物質管理課長とする。</p> <p>(計量管理組織)</p> <p><b>第7条</b> 加工施設の計量管理に関する業務に次の管理組織をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社長</li> <li>2 計量管理総括者</li> <li>3 東海工場長</li> <li>4 製造部長</li> <li>5 輸送・サービス部長</li> <li>6 <u>生産管理部長</u></li> <li>7 安全・品質保証部長</li> <li>8 転換課長</li> <li>9 成形課長</li> <li>10 組立課長</li> <li>11 環境保全課長</li> <li>12 ジルカロイ管製造課長</li> <li>13 輸送課長</li> <li>14 <u>核物質管理課長</u></li> <li>15 安全管理課長</li> <li>16 品質管理課長</li> </ol> <p>2. 前項の計量管理組織は、第1図の通りとする。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第8条</b> 前条及び<b>第6条</b>に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に定める通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社長 社長は、第1条に示す目的を達成するために、適切な組織及び職務を定める。</li> <li>2 計量管理総括者 計量管理総括者は、加工施設における核燃料物質の計量管理に関する業務を総括するとともに、東海工場長、安全・品質保証部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。</li> </ol> <p style="text-align: center;">-2-</p>	<p style="text-align: center;">第二章 組織及び職務</p> <p>(計量管理総括者、<u>計量管理副総括者及び計量管理責任者</u>)</p> <p><b>第2条</b> 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、加工施設に計量管理総括者、<u>計量管理副総括者及び計量管理責任者</u>をおく。</p> <p>2. 社長は、役員の中から計量管理総括者を任命する。又、<u>計量管理副総括者は生産管理部長とし、計量管理責任者は生産管理部核物質管理課長とする。</u> <u>なお、計量管理総括者、計量管理副総括者及び計量管理責任者の代理者は、それぞれの職制上の業務代行者とする。</u></p> <p>(計量管理組織)</p> <p><b>第3条</b> 加工施設の計量管理に関する業務に次の管理組織をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社長</li> <li>2 計量管理総括者(<u>担当執行役員</u>)</li> <li>3 <u>計量管理副総括者(生産管理部長)</u></li> <li>4 <u>計量管理責任者(核物質管理課長)</u></li> <li>5 東海工場長</li> <li>6 製造部長</li> <li>7 輸送・サービス部長</li> <li>8 安全・品質保証部長</li> <li>9 転換課長</li> <li>10 成形課長</li> <li>11 組立課長</li> <li>12 環境保全課長</li> <li>13 ジルカロイ管製造課長</li> <li>14 輸送課長</li> <li>15 安全管理課長</li> <li>16 品質管理課長</li> </ol> <p>2. 前項の計量管理組織は、第1図の通りとする。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第4条</b> 前条及び<b>第2条</b>に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に定める通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社長 社長は、<u>総則</u>第1条に示す目的を達成するために、適切な組織及び職務を定める。</li> <li>2 計量管理総括者(<u>担当執行役員</u>) 計量管理総括者は、加工施設における核燃料物質の計量管理に関する業務を総括するとともに、東海工場長、安全・品質保証部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。</li> </ol> <p style="text-align: center;">-2-</p>	<p>条番号及び条名称の変更 計量管理副総括者を追記</p> <p>記載適正化</p> <p>各々の代理者について追記</p> <p>条番号の変更</p> <p>計量管理総括者に(担当執行役員)を追記 計量管理副総括者、計量管理責任者を追記 記載順変更</p> <p>条番号変更</p> <p>記載適正化 (担当執行役員)を追記</p>

変更前	変更後	理由
<p>3 東海工場長 東海工場長は、計量管理総括者を補佐し、製造部長、輸送・サービス部長 <u>及び生産管理部長</u>の所管する計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>4 製造部長 製造部長は、<u>核燃料物質の加工に係る製造・貯蔵、放射性廃棄物の処理・保管又は廃棄に伴う</u>計量管理の業務を統括する。</p> <p>5 輸送・サービス部長 輸送・サービス部長は、<u>核燃料物質の受入・計量に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を指導・管理する。</p> <p>6 <u>生産管理部長</u> 生産管理部長は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を指導・管理する。</p> <p>7 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長は、計量管理総括者を補佐し、<u>排気・排水中の核燃料物質質量測定作業、秤量器の維持・管理、核燃料物質の分析作業に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を指導・管理する。</p> <p>8 転換課長 転換課長は、<u>転換加工作業、ウラン回収作業、転換工場に係る廃水処理、核燃料物質の貯蔵に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</p> <p>9 成形課長 成形課長は、<u>成型加工作業、加工棟成型工場に係る廃水処理及び核燃料物質の貯蔵に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</p> <p>10 組立課長 組立課長は、<u>被覆作業、燃料集合体組立作業及びそれに係る</u>核燃料物質の <u>貯蔵に伴う</u>計量管理の業務を管理する。</p> <p>11 環境保全課長 環境保全課長は、<u>固体及び液体の放射性廃棄物の処理、保管、又は廃棄に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</p> <p>12 ジルカロイ管製造課長 ジルカロイ管製造課長は、<u>被覆管秤量に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</p>	<p>3 <u>計量管理副総括者(生産管理部長)</u> <u>計量管理副総括者は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を指導・管理する。</u></p> <p>4 <u>計量管理責任者(核物質管理課長)</u> <u>計量管理責任者は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を行う。</u></p> <p>5 東海工場長 東海工場長は、計量管理総括者を補佐し、製造部長及び輸送・サービス部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>6 製造部長 製造部長は、<u>製造部各課の所管する核燃料物質の</u>計量管理の業務を指導・管理する。</p> <p>7 輸送・サービス部長 輸送・サービス部長は、<u>輸送課の所管する</u>核燃料物質の計量管理の業務を指導・管理する。</p> <p>8 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長は、計量管理総括者を補佐し、<u>安全管理課及び品質管理課の所管する</u>核燃料物質の計量管理の業務を指導・管理する。</p> <p>9 転換課長 転換課長は、<u>転換課の所管する区域及び業務における</u>核燃料物質の計量管理の業務を行う。</p> <p>10 成形課長 成形課長は、<u>成形課の所管する区域及び業務における</u>核燃料物質の計量管理の業務を行う。</p> <p>11 組立課長 組立課長は、<u>組立課の所管する区域及び業務における</u>核燃料物質の計量管理の業務を行う。</p> <p>12 環境保全課長 環境保全課長は、<u>環境保全課の所管する区域及び業務における</u>核燃料物質の計量管理の業務を行う。</p> <p>13 ジルカロイ管製造課長 ジルカロイ管製造課長は、<u>ジルカロイ管製造課の所管する業務における</u>核燃料物質の計量管理の業務を行う。</p>	<p>計量管理副総括者を追記 以降、記載順を変更 計量管理責任者の明確化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p><u>13</u> 輸送課長 輸送課長は、<u>核燃料物質の受入・計量に伴う核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</u></p> <p><u>14</u> 核物質管理課長 核物質管理課長は、<u>計量管理責任者として、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を行う。</u></p> <p>15 安全管理課長 安全管理課長は、<u>排気・排水中の核燃料物質質量測定作業に伴う核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</u></p> <p>16 品質管理課長 品質管理課長は、<u>秤量器の維持・管理、核燃料物質の分析作業に伴う核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</u></p> <p style="text-align: center;">-3-(続)</p>	<p><u>14</u> 輸送課長 輸送課長は、<u>輸送課の所管する区域及び業務における核燃料物質の計量管理の業務を行う。</u></p> <p>15 安全管理課長 安全管理課長は、<u>安全管理課の所管する区域及び業務における核燃料物質の計量管理の業務を行う。</u></p> <p>16 品質管理課長 品質管理課長は、<u>品質管理課の所管する区域及び業務における核燃料物質の計量管理の業務を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">-3-(続)</p>	<p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第三章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)  <u>第9条</u> 加工施設における核燃料物質の適切な計量管理を実施するために、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。  2. 設定するMBA及びその符号は、<u>第2表</u>の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">-4-</p>	<p style="text-align: center;">第三章 核燃料物質計量管理区域</p> <p>(設定及びその符号)  <u>第5条</u> 加工施設における核燃料物質の適切な計量管理を実施するために、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。  2. 設定するMBA及びその符号は、<u>第1表</u>の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">-4-</p>	<p>条番号変更  記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第四章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号)  <b>第10条</b> 加工施設の当該 MBA に係る核燃料物質の計量管理を行うための主要測定点(以下「KMP」という。)を設定する。  2. 設定する KMP 及びその符号は、第 2 図及び第 3 図の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">-5-</p>	<p style="text-align: center;">第四章 主要測定点</p> <p>(設定及びその符号)  <b>第6条</b> 加工施設の当該 MBA に係る核燃料物質の計量管理を行うための主要測定点(以下「KMP」という。)を設定する。  2. 設定する KMP 及びその符号は、第 2 図及び第 3 図の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">-5-</p>	<p>条番号変更</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第五章 計量管理の原則</p> <p>(実施単位)  <b>第11条</b> 加工施設における核燃料物質の計量管理は、MBAを単位として行うものとする。</p> <p>(計量管理システム)  <b>第12条</b> 加工施設における計量管理は、帳簿による管理及び各KMP毎に行う員数勘定、測定等による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。</p> <p>(取扱単位)  <b>第13条</b> 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱いは、バッチを単位として行うものとする。  2. 前項に定めるバッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量管理に用いる場合にあっては、当該単位(以下「単位体」といい、次条以降、各条において使用されるバッチについては、本単位体も含むものとする。)毎に行うものとする。  3. 前各項のバッチ、又は単位体は、核燃料物質の種類毎に、元素重量並びに特定核分裂性物質重量を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。</p> <p>(バッチ及びその符号)  <b>第14条</b> 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、次の各号に従うものとする。  1 核燃料物質を受入れる場合は、払出者側のバッチの符号を使用するものとする。  2 バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は8桁以内とする。  3 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。</p> <p>(バッチの構成)  <b>第15条</b> 各KMPにおけるバッチの区分及び構成は、<b>第3表</b>に定める通りとする。</p> <p style="text-align: center;">-6-</p>	<p style="text-align: center;">第五章 計量管理の原則</p> <p>(実施単位)  <b>第7条</b> 加工施設における核燃料物質の計量管理は、MBAを単位として行うものとする。</p> <p>(計量管理システム)  <b>第8条</b> 加工施設における計量管理は、帳簿による管理及び各KMP毎に行う員数勘定、測定等による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。</p> <p>(取扱単位)  <b>第9条</b> 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱いは、バッチを単位として行うものとする。  2. 前項に定めるバッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量管理に用いる場合にあっては、当該単位(以下「単位体」といい、次条以降、各条において使用されるバッチについては、本単位体も含むものとする。)毎に行うものとする。  3. 前各項のバッチ、又は単位体は、核燃料物質の種類毎に、元素重量並びに特定核分裂性物質重量を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。</p> <p>(バッチ及びその符号)  <b>第10条</b> 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、次の各号に従うものとする。  1 核燃料物質を受入れる場合は、払出者側のバッチの符号を使用するものとする。  2 バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は8桁以内とする。  3 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。  <b>4 原則として、一つのバッチは、形状や組成等、同一仕様の核燃料物質から構成されているものとする。</b></p> <p>(バッチの構成)  <b>第11条</b> 各KMPにおけるバッチの区分及び構成は、<b>第2表</b>に定める通りとする。</p> <p style="text-align: center;">-6-</p>	<p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>4項追記</p> <p>条番号変更 記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p>(バッチの記述略号)  <b>第 16 条</b> バッチ毎の核燃料物質の物理的、化学的性状等の状態を表す略号は、<b>第 4 表</b>によるものとする。</p> <p>(核燃料物質の同定)  <b>第 17 条</b> 加工施設における核燃料物質の計量管理は、必要に応じて核燃料物質の同定を併せて行うものとする。  2. 前項の同定は、原則として核燃料物質の取扱容器等に付されている同定番号等の照合確認により行うものとする。</p> <p>(供給当事国別管理)  <b>第 18 条</b> 加工施設における核燃料物質の計量管理は、バッチ毎に核燃料物質の種類毎の供給当事国別管理区分を把握して供給当事国別管理を行うものとする。  2. 前項の供給当事国別管理区分は、次の各号の通りとする。  1 移転に係る供給当事国  2 生産に係る供給当事国  3 使用に係る供給当事国  4 その他の設備等の供給当事国  5 日米協定の新旧の区分</p>	<p>(バッチの記述略号)  <b>第 12 条</b> バッチ毎の核燃料物質の物理的、化学的性状等の状態を表す略号は、<b>第 3 表</b>によるものとする。</p> <p>(核燃料物質の同定)  <b>第 13 条</b> 加工施設における核燃料物質の計量管理は、必要に応じて核燃料物質の同定を併せて行うものとする。  2. 前項の同定は、原則として核燃料物質の取扱容器等に付されている同定番号等の照合確認により行うものとする。</p> <p>(供給当事国別管理)  <b>第 14 条</b> 加工施設における核燃料物質の計量管理は、バッチ毎に核燃料物質の種類毎の供給当事国別管理区分を把握して供給当事国別管理を行うものとする。  2. 前項の供給当事国別管理区分は、次の各号の通りとする。  1 移転に係る供給当事国  2 生産に係る供給当事国  3 使用に係る供給当事国  4 その他の設備等の供給当事国  5 日米協定の新旧の区分</p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p>



変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第六章 計量管理手続</p> <p>(受入れ手続)</p> <p><b>第19条</b> 計量管理責任者は、加工施設の MBA に核燃料物質を受入れる場合には、その受入れに際し、払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等を確認し、必要により第八章に定める測定を実施した上で、当該核燃料物質の確認を行うものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れた場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(受払間差異の手続)</p> <p><b>第20条</b> 計量管理責任者は、前条第1項の測定を実施した場合であって、受入れた核燃料物質の量が払出者側から通知された量と差を生じた時は、これを「受払間差異」(以下「SRD」という。)として扱い、その量を確定するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の確定を行った場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>(払出し手続)</p> <p><b>第21条</b> 計量管理責任者は、加工施設の MBA から核燃料物質を払出す場合には、その払出しに先立ち、当該核燃料物質に関する記録に基づき、払出先、払出す核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等について記載した核燃料物質移動通知書を作成し、必要により第八章に定める測定を実施した上で、その内容についての確認を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質の払出しに際し、核燃料物質移動通知書等に基づき、払出す核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行った上で、当該核燃料物質を払出し、同時に核燃料物質移動通知書を払出先に通知するものとする。</p> <p>3. 前項の場合で、海外への核燃料物質の払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>5. 第1項に定める核燃料物質移動通知書には、次の各号を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 払出先の事業者名、所在地</li> <li>2 受入責任者名</li> <li>3 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第六章 計量管理手続</p> <p>(受入手続)</p> <p><b>第15条</b> 計量管理責任者は、加工施設の MBA に核燃料物質を受入れる場合には、その受入れに際し、払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等を確認し、必要により業務所管課が実施した第八章に定める測定結果に基づき、当該核燃料物質の確認を行うものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に代えることができるものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れた場合、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</p> <p>(受払間差異の手続)</p> <p><b>第16条</b> 計量管理責任者は、前条第1項の測定を実施した場合であって、業務所管課が測定した核燃料物質の量が払出者側から通知された量と差を生じた時は、これを「受払間差異」(以下「SRD」という。)として扱い、その量を確定するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の確定を行った場合、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</p> <p>(払出手続)</p> <p><b>第17条</b> 業務所管課は、加工施設の MBA から核燃料物質を払出す場合には、その払い出しに先立ち、必要により第八章に定める測定を実施した上で、当該核燃料物質の確認結果を計量管理責任者に報告するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質の払い出しに際し、当該核燃料物質に関する記録に基づき、払出先、払出す核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等について記載した核燃料物質移動通知書を作成の上、当該核燃料物質を払出し、核燃料物質移動通知書を払出先に通知するものとする。</p> <p>3. 前項の場合で、海外への核燃料物質の払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に代えることができるものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</p> <p>5. 第2項に定める核燃料物質移動通知書には、次の各号を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 払出先の事業者名、所在地</li> <li>2 受入責任者名</li> <li>3 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分</li> </ol>	<p>字句修正 条番号変更 記載適正化</p> <p>字句修正 記載適正化</p> <p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>字句修正 条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>字句修正 記載適正化</p>



変更前	変更後	理由
<p>(廃棄の手続)</p> <p><u>第 22 条</u> 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合には、測定済廃棄又は保管廃棄に区分して行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質の測定済廃棄に際し、当該核燃料物質の種類及び第八章に定める測定又は測定に基づき推定された数量並びにバッチ符号等の確認を行うものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、核燃料物質の保管廃棄に際し、当該核燃料物質の種類及び第八章に定める測定又は測定に基づき推定された数量並びにバッチ符号等の確認を行うものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、<u>核燃料物質の廃棄を行った場合</u>、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p> <p>5. 計量管理責任者は、加工施設において、<u>1 ヶ月</u>に 0.01 実効キログラムを超える測定済廃棄物を廃棄する場合には、あらかじめ原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p>	<p>(廃棄の手続)</p> <p><u>第 18 条</u> 業務所管課は、<u>作業上の損失であって、原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄される核燃料物質を、測定済廃棄として必要に応じ第八章に定める測定に基づき数量を推定した上で、その結果を計量管理責任者に報告し、廃棄するものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合、<u>業務所管課の報告に基づき、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行うものとする。</u></p> <p>3. 計量管理責任者は、<u>前項の確認結果に基づき</u>第十章に定める必要な記録を<u>作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>4. 計量管理責任者は、加工施設において、<u>1 か月</u>に 0.01 実効値を超える核燃料物質を測定済廃棄物として廃棄しようとする場合は、あらかじめ原子力規制委員会へ連絡し、<u>その了解を得て必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>条番号変更 保管廃棄に係る規定削除 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>
<p>(保管廃棄再生の手続)</p> <p><u>第 23 条</u> 計量管理責任者は、前条第 3 項に定める保管廃棄を行い、当該 MBA に保管されている核燃料物質を当該 MBA にて処理(移し替え、減容、分別等)、又は当該 MBA から払出す場合、<u>保管廃棄再生手続を行うものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、<u>前項の保管廃棄再生を行う場合、必要により第八章に定める測定を実施するものとする。</u></p> <p>3. 計量管理責任者は、<u>保管廃棄再生を行った場合</u>、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(保管廃棄及び保管廃棄再生の手続)</p> <p><u>第 19 条</u> 業務所管課は、<u>当面回収不能と考えられ、かつ、その MBA の在庫から削除されるのが適当とみなされる核燃料物質を、第八章に定める測定により数量を確認した上で保管廃棄として当該 MBA で保管し、その結果を計量管理責任者に報告するものとする。</u></p> <p>2. 業務所管課は、<u>当該 MBA に保管廃棄されている核燃料物質を使用、処理又は当該 MBA より払い出す場合には、保管廃棄再生を行い、その結果を計量管理責任者に報告するものとする。</u></p> <p>3. 計量管理責任者は、<u>第 1 項に定める保管廃棄を行う場合、業務所管課の報告に基づき、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、在庫情報から削除するとともに、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>4. 計量管理責任者は、<u>第 2 項に定める保管廃棄再生を行う場合、前項に定める記録に基づき、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</u></p>	<p>条番号変更 保管廃棄に係る規定を追記し、 第 19 条の条名称を変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>
<p>(事故損失又は事故増加の手続)</p> <p><u>第 24 条</u> 計量管理責任者は、<u>事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失もしくは増加が生じた場合、又は生じたと見なされる場合には、すみやかに、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、前項に定める核燃料物質の事故損失のうち、<u>0.01 実効キログラムを超えた事故損失のときには、すみやかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</u></p> <p>3. 計量管理責任者は、前項に定める事故損失、又は事故増加が発生した場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(事故損失又は事故増加の手続)</p> <p><u>第 20 条</u> 業務所管課は、<u>事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の事故損失又は増加が生じた場合若しくは生じたと見なされる場合には、直ちにその原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認し計量管理責任者に報告するものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、前項に定める核燃料物質の事故損失又は増加(<u>国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)</u>が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、<u>計量管理総括者並びに計量管理副総括者に報告するとともに、すみやかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</u></p> <p>3. 計量管理責任者は、前項に定める事故損失、又は事故増加が発生した場合、第十章に定める必要な記録を作成し、<u>事故損失については第十一章に定める報告を行うものとする。</u></p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>
<p>(リバッチング手続)</p> <p><u>第 25 条</u> 原則として核燃料物質のバッチの組み替えは省略できるものとする。但し、必要がある場合には、計量管理責任者は、バッチの名称の変更、分割、併合等のバッチの再構成を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の場合には、必要により第八章に定める測定を実施し、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(リバッチング手続)</p> <p><u>第 21 条</u> 原則として核燃料物質のバッチの組み替えは省略できるものとする。但し、必要がある場合には、計量管理責任者は、バッチの名称の変更、分割、併合等のバッチの再構成を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の場合には、必要により<u>業務所管課による第八章に定める測定結果について、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</u></p>	<p>条番号変更</p> <p>記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p>(混合の手続)</p> <p><b>第 26 条</b> 計量管理責任者は、供給当事国の異なる核燃料物質、又は日米協定の新旧区分の異なる核燃料物質を混合した場合、必要により第八章に定める測定を実施し、<u>核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行うものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質を混合した場合、第十章に定める<u>ところにより</u>必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(混合の手続)</p> <p><b>第 22 条</b> 業務所管課は、供給当事国の異なる核燃料物質、又は日米協定の新旧区分の異なる核燃料物質を混合した場合、必要により第八章に定める測定を実施し、<u>その結果を計量管理責任者に報告するものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質を混合した場合、<u>業務所管課による測定結果に基づき、核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、</u>第十章に定める必要な記録を<u>作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</u></p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p>
<p>(区分変更の手続)</p> <p><b>第 27 条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質の混合を実施した場合であって、当該核燃料物質の種類が変わった場合、区分変更を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、区分変更を行った場合、必要により第八章に定める測定を実施し、濃縮度等を確認するものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、区分変更を行った場合、第十章に定める<u>ところにより</u>必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(区分変更の手続)</p> <p><b>第 23 条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質の混合を実施した場合であって、当該核燃料物質の種類が変わった場合、区分変更を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、区分変更を行った場合、必要により<u>業務所管課による</u>第八章に定める<u>測定結果から、</u>濃縮度等を確認するものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、区分変更を行った場合、第十章に定める必要な記録を<u>作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</u></p>	<p>条番号変更</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>
<p>(核燃料物質の保管又は貯蔵手続)</p> <p><b>第 28 条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質を保管、又は貯蔵する場合、当該核燃料物質の同定番号及び員数等を確認し、必要により第八章に定める測定を実施し、<u>第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</u></p>	<p>(核燃料物質の保管又は貯蔵手続)</p> <p><b>第 24 条</b> 業務所管課は、核燃料物質を保管、又は貯蔵する場合、当該核燃料物質の同定番号及び員数等を確認し、必要により第八章に定める測定を実施し、<u>計量管理責任者に報告するものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質の保管、又は貯蔵を行った場合、<u>前項の報告に基づき第十章に定める必要な記録を行うものとする。</u></p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>2.項追記</p>
<p>(試料の取去及び保管の手続)</p> <p><b>第 29 条</b> 計量管理責任者は、法律第 68 条の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員もしくは国際原子力機関の指定する者、又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者(以下「査察官等」という。)より試料の取去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項により取去された試料について、査察官等から当該試料の保管を依頼された場合、当該試料の発送までの間これを保管及び管理するものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、前項の場合、第十章に定める<u>ところにより</u>必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(試料の取去及び保管の手続)</p> <p><b>第 25 条</b> 計量管理責任者は、法律第 68 条の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員もしくは国際原子力機関の指定する者、又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者(以下「査察官等」という。)より試料の取去を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項により取去された試料について、査察官等から当該試料の保管を依頼された場合、<u>業務所管課にて</u>当該試料の発送までの間これを保管及び管理するものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、前項の場合、第十章に定める必要な記録を行うものとする。</p>	<p>条番号変更</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第七章 実在庫量の確認</p> <p>(目的及びその頻度)</p> <p><b>第 30 条</b> 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫量を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。</p> <p>2. 棚卸しは、約 <b>12 ヶ月</b> に 1 度行うものとする。但し、その時期については操業計画等を勘案して決定するものとする。</p> <p>(実施計画)</p> <p><b>第 31 条</b> 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは棚卸しの実施に関する計画(以下「棚卸し実施計画書」という。)を作成するものとする。</p> <p>2. 前項の棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>1 実施期日</p> <p>2 実施組織</p> <p>3 各 KMP の実施内容並びに各種測定及び分析の内容</p> <p>4 各 KMP における核燃料物質の推定在庫量、単位体数及びバッチ数等についての明細</p> <p>3. 計量管理責任者は、前項により作成した棚卸し実施計画書を、棚卸しを実施しようとする日の少なくとも <b>1 ヶ月</b> 前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p><b>第 32 条</b> 計量管理責任者は、棚卸しの実施に当たり、棚卸し実施計画書に基づき、次の事項を実施するものとする。</p> <p>1 <b>計量管理責任者</b> は、棚卸しにおいて使用する測定機器等を点検し、必要があれば校正する。</p> <p>2 棚卸し実施に当たっては、棚卸し以外の目的で核燃料物質の MBA への受入れ、払出し及び MBA 内での取扱いを禁止する。但し、受入れ、又は払出しの場合であって、船舶の運行等の事情により、その受入れ、又は払出しが棚卸しの実施期間にかかる場合には、この限りではない。</p> <p>3 計量管理責任者は、前号において定める受入れ、又は払出しが棚卸しの実施期間にかかる場合、あらかじめ原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>4 <b>計量管理責任者は</b>、棚卸し実施計画書に基づき員数勘定、同定番号の確認、測定、サンプルの採取及び分析等を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第七章 実在庫量の確認</p> <p>(目的及びその頻度)</p> <p><b>第 26 条</b> 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫量を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。</p> <p>2. 棚卸しは、約 <b>12 か月</b> に 1 度行うものとする。但し、その時期については操業計画等を勘案して決定するものとする。</p> <p>(実施計画)</p> <p><b>第 27 条</b> 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは棚卸しの実施に関する計画(以下「棚卸し実施計画書」という。)を作成するものとする。</p> <p>2. 前項の棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>1 実施期日</p> <p>2 実施組織</p> <p>3 各 KMP の実施内容並びに各種測定及び分析の内容</p> <p>4 各 KMP における核燃料物質の推定在庫量、単位体数及びバッチ数等についての明細</p> <p>3. 計量管理責任者は、前項により作成した棚卸し実施計画書を、<b>計量管理総括者並びに計量管理副総括者に説明の上</b>、棚卸しを実施しようとする日の少なくとも <b>1 か月</b> 前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p><b>第 28 条</b> 計量管理責任者<b>及び業務所管課</b>は、棚卸しの実施に当たり、棚卸し実施計画書に基づき、次の事項を実施するものとする。</p> <p>1 <b>業務所管課</b> は、棚卸しにおいて使用する測定機器等を点検し、必要があれば校正する。</p> <p>2 <b>計量管理責任者は</b>、棚卸し実施に当たっては、棚卸し以外の目的で核燃料物質の MBA への受入れ、払出し及び MBA 内での取扱いを禁止する。但し、受入れ、又は払出しの場合であって、船舶の運行等の事情により、その受入れ、又は払出しが棚卸しの実施期間にかかる場合には、この限りではない。</p> <p>3 計量管理責任者は、前号において定める受入れ、又は払出しが棚卸しの実施期間にかかる場合、あらかじめ原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>4 <b>業務所管課は</b>、棚卸し実施計画書に基づき員数勘定、同定番号の確認、測定、サンプルの採取及び分析等を実施するものとする。</p>	<p>条番号変更</p> <p>字句修正</p> <p>条番号変更</p> <p>記載適正化 字句修正</p> <p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>
-11-	-11-	

変更前	変更後	理由
<p>(実在庫量の確定)</p> <p><b>第33条</b> 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA における核燃料物質の実在庫量及び<b>不明物質</b>量(以下「MUF」という。)を確定するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項により確定した実在庫量及び MUF について、評価及び解析を行うものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果について、第十章に定める<b>ところにより</b>実在庫明細、物質収支記録等の必要な記録を行うものとする。</p>	<p>(実在庫量の確定)</p> <p><b>第29条</b> 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA における核燃料物質の実在庫量及び<b>在庫差</b>(以下「MUF」という。)を確定するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項により確定した実在庫量及び MUF について、評価及び解析を行うものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果について、<b>計量管理総括者並びに計量管理副総括者に報告するとともに</b>、第十章に定める実在庫明細、物質収支記録等の必要な記録<b>を作成し、第十一章に定める報告</b>を行うものとする。</p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p>



変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第八章 測定の方法及び測定機器の管理</p> <p>(測定の方法)  <u>第 34 条</u> <u>計量管理責任者は、各 KMP において必要な測定を実施するものとする。</u>尚、直接測定ができない場合は、間接的に推定することができる方法に<u>替える</u>ことができる。</p> <p>2. 前項に定める測定の内容は、<u>第 5 表</u>の通りとする。</p> <p>(測定結果の解析及びその評価)  <u>第 35 条</u> 計量管理責任者は、前条により測定された結果について、解析及び評価を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、測定の対象となった核燃料物質に関するソースデータ及びソースデータからバッチデータを算出する標準的計算方法及び使用される定数を明確にしておくものとする。</p> <p>(機器の校正頻度、内容、結果の記録)  <u>第 36 条</u> <u>計量管理責任者は、測定機器の精度を一定に維持・管理するために、必要な校正を定期的</u>  <u>に実施するものとする。</u></p> <p>2. 前項に定める校正の時期、頻度、内容等については、<u>第 6 表</u>の通りとする。</p> <p>3. <u>計量管理責任者は、前項による校正データ等は、第十章に定めるところにより必要な記録を</u>  <u>行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第八章 測定の方法及び測定機器の管理</p> <p>(測定の方法)  <u>第 30 条</u> <u>業務所管課は、各 KMP において必要な測定を実施し、その結果を計量管理責任者に報告</u>  <u>するものとする。</u>尚、直接測定ができない場合は、間接的に推定することができる方法に<u>代える</u>  <u>ことができる。</u></p> <p>2. 前項に定める測定の内容は、<u>第 4 表</u>の通りとする。</p> <p>(測定結果の解析及びその評価)  <u>第 31 条</u> 計量管理責任者は、前条により測定された結果について、解析及び評価を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、測定の対象となった核燃料物質に関するソースデータ及びソースデータからバッチデータを算出する標準的計算方法及び使用される定数を明確にしておくものとする。</p> <p>(機器の校正頻度、内容、結果の記録)  <u>第 32 条</u> <u>業務所管課は、測定機器の精度を一定に維持・管理するために、必要な校正を定期的</u>  <u>に実施するものとする。</u></p> <p>2. 前項に定める校正の時期、頻度、内容等については、<u>第 5 表</u>の通りとする。</p> <p>3. <u>業務所管課は、前項による校正データ等について、第十章に定める必要な記録を行い、そ</u>  <u>の結果を計量管理責任者へ報告するものとする。</u></p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第九章 供給当事国別の管理の方法</p> <p>(供給当事国別管理方法)</p> <p><b>第 37 条</b> 計量管理責任者は、第六章及び第七章に規定する核燃料物質の在庫変動、又は実在庫の確認を実施した場合には、以下の本章各条に従い、バッチ毎に当該核燃料物質の種類毎の供給当事国別管理区分の別を把握して、供給当事国別管理を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の場合、第十章に定める<u>ところにより</u>、供給当事国別管理に関する必要な記録を行うものとする。</p> <p>(在庫変動等に係る管理手続)</p> <p><b>第 38 条</b> 前条において定める供給当事国別管理は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内受入れの場合には、払出者が発行した核燃料物質移動通知書の供給当事国別管理区分に基づき管理するものとする。</li> <li>2 海外から受入れる場合には、所有者からの通知に基づき「移転に係る供給当事国」についての管理区分をバッチ毎に管理するものとし、輸入された核燃料物質が、原産、一次転換、濃縮、二次転換、加工、照射及び再処理に関連して、複数国の規制を受ける場合には、関与した供給当事国を一連とし、1 つの「移転に係る供給当事国」として管理するものとする。</li> <li>3 海外再処理後の返還核燃料物質は、輸出時に記されていた全ての供給当事国を集約し、それに再処理、濃縮等に関与した供給当事国を一連とし、1 つの「移転に係る供給当事国」として管理するものとする。</li> <li>4 SRD の場合には、受入れ時の供給当事国別管理区分の特定核分裂性物質の重量比で元素重量を比例配分するものとする。</li> <li>5 混合の場合には、混合した核燃料物質の供給当事国別管理区分の特定核分裂性物質の重量比で元素重量を比例配分するものとする。</li> <li>6 前各号以外の在庫変動及び在庫については、SRD 確定後の入量時の供給当事国別管理区分の比率に応じて配分する。</li> <li>7 バッチ間の供給当事国別管理区分の付け替えは、行わないものとする。</li> </ol> <p>(偏りの調整の方法)</p> <p><b>第 39 条</b> 計量管理責任者は、混合により供給当事国ごとの元素重量に偏りが生じた場合、その偏りについて、第十章に定める<u>ところにより</u>記録するものとする。</p> <p style="text-align: center;">-14-</p>	<p style="text-align: center;">第九章 供給当事国別の管理の方法</p> <p>(供給当事国別管理方法)</p> <p><b>第 33 条</b> 計量管理責任者は、第六章及び第七章に規定する核燃料物質の在庫変動、又は実在庫の確認を実施した場合には、以下の本章各条に従い、バッチ毎に当該核燃料物質の種類毎の供給当事国別管理区分の別を把握して、供給当事国別管理を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項の場合、第十章に定める供給当事国別管理に関する必要な記録を行うものとする。</p> <p>(在庫変動等に係る管理手続)</p> <p><b>第 34 条</b> 前条において定める供給当事国別管理は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内受入れの場合には、払出者が発行した核燃料物質移動通知書の供給当事国別管理区分に基づき管理するものとする。</li> <li>2 海外から受入れる場合には、所有者からの通知に基づき「移転に係る供給当事国」についての管理区分をバッチ毎に管理するものとし、輸入された核燃料物質が、原産、一次転換、濃縮、二次転換、加工、照射及び再処理に関連して、複数国の規制を受ける場合には、関与した供給当事国を一連とし、1 つの「移転に係る供給当事国」として管理するものとする。</li> <li>3 海外再処理後の返還核燃料物質は、輸出時に記されていた全ての供給当事国を集約し、それに再処理、濃縮等に関与した供給当事国を一連とし、1 つの「移転に係る供給当事国」として管理するものとする。</li> <li>4 SRD の場合には、受入れ時の供給当事国別管理区分の特定核分裂性物質の重量比で元素重量を比例配分するものとする。</li> <li>5 混合の場合には、混合した核燃料物質の供給当事国別管理区分の特定核分裂性物質の重量比で元素重量を比例配分するものとする。</li> <li>6 前各号以外の在庫変動及び在庫については、SRD 確定後の入量時の供給当事国別管理区分の比率に応じて配分する。</li> <li>7 バッチ間の供給当事国別管理区分の付け替えは、行わないものとする。</li> </ol> <p>(偏りの調整の方法)</p> <p><b>第 35 条</b> 計量管理責任者は、混合により供給当事国ごとの元素重量に偏りが生じた場合、その偏りについて、第十章に定める<u>必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">-14-</p>	<p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更 記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第十章 記 録</p> <p>(計量記録)  <b>第40条</b> 計量管理責任者は、供給当事国別管理を含む第六章の在庫変動記録及び第七章の在庫記録に関連する核燃料物質の計量管理の記録を作成するものとする。  2. 前項の記録について、その記録事項及び記録時期等は、<b>第7表</b>に定める通りとする。</p> <p>(ソースデータ)  <b>第41条</b> <u>計量管理責任者は、</u>計量記録を作成するためのバッチデータを導き出す基礎となる測定等のソースデータを作成するものとする。  2. 前項に定めるソースデータの種類及びその内容は、<b>第3表</b>に定める通りとする。</p> <p>(操業記録)  <b>第42条</b> 計量管理責任者は、計量管理に関連する操業記録を作成するものとする。  2. 前項に定める操業記録の記録事項、頻度及び時期等は、<b>第8表</b>に定める通りとする。</p> <p>(調整及び訂正)  <b>第43条</b> 計量管理責任者は、計量記録の調整及び訂正として、次の事項を記録するものとする。  1 MUF  2 端数調整  3 訂正  4 偏りの調整  2. 調整及び訂正は、次に定める時期にこれを行う。  1 MUF及び端数調整は、実在庫量の確認完了時  2 訂正は、誤りの発見の都度  3 偏りは、月毎の集計を当該月末</p> <p>(記録の保存)  <b>第44条</b> 本章に定める記録の保存は、<b>第7表</b>及び<b>第8表</b>に定める通りとする。</p> <p style="text-align: center;">-15-</p>	<p style="text-align: center;">第十章 記 録</p> <p>(計量記録)  <b>第36条</b> 計量管理責任者は、供給当事国別管理を含む第六章の在庫変動記録及び第七章の在庫記録に関連する核燃料物質の計量管理の記録を作成するものとする。  2. 前項の記録について、その記録事項及び記録時期等は、<b>第6表</b>に定める通りとする。</p> <p>(ソースデータ)  <b>第37条</b> <u>業務所管課は、</u>計量記録を作成するためのバッチデータを導き出す基礎となる測定等のソースデータを作成し、<u>計量管理責任者に報告するものとする。</u>  2. 前項に定めるソースデータの種類及びその内容は、<b>第2表</b>に定める通りとする。</p> <p>(操業記録)  <b>第38条</b> 計量管理責任者は、計量管理に関連する操業記録を作成するものとする。  2. 前項に定める操業記録の記録事項、頻度及び時期等は、<b>第7表</b>に定める通りとする。</p> <p>(調整及び訂正)  <b>第39条</b> 計量管理責任者は、計量記録の調整及び訂正として、次の事項を記録するものとする。  1 MUF  2 端数調整  3 訂正  4 偏りの調整  2. 調整及び訂正は、次に定める時期にこれを行う。  1 MUF及び端数調整は、実在庫量の確認完了時  2 訂正は、誤りの発見の都度  3 偏りは、月毎の集計を当該月末</p> <p>(記録の保存)  <b>第40条</b> 本章に定める記録の保存は、<b>第6表</b>及び<b>第7表</b>に定める通りとする。</p> <p style="text-align: center;">-15-</p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>条番号変更 記載適正化</p> <p>条番号変更 記載適正化</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更 記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第十一章 報 告</p> <p>(在庫変動及び在庫等の報告)  <b>第 45 条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質の第六章、第七章及び第九章に係る在庫変動報告及び在庫報告等の報告事項について、定められた時期までに原子力規制委員会に報告するものとする。  2. 前項に定める報告事項及び時期等は、<b>第 9 表</b>に定める通りとする。</p> <p>(供給当事国別管理報告の選択)  <b>第 46 条</b> 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 1(OCR1)」及び「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 2(OCR2)」を用い、在庫報告については、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書 2(OCR4)」を用いるものとする。</p> <p>(コンサイスノート)  <b>第 47 条</b> 計量管理責任者は、<b>第 45 条</b>に定める各報告をする場合、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明することができる。  2. コンサイスノートにより補足説明をする場合、<b>第 45 条</b>に定める各報告書に添付して報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">-16-</p>	<p style="text-align: center;">第十一章 報 告</p> <p>(在庫変動及び在庫等の報告)  <b>第 41 条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質の第六章、第七章及び第九章に係る在庫変動報告及び在庫報告等の報告事項について、定められた時期までに原子力規制委員会に報告するものとする。  2. 前項に定める報告事項及び時期等は、<b>第 8 表</b>に定める通りとする。</p> <p>(供給当事国別管理報告の選択)  <b>第 42 条</b> 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 1(OCR1)」及び「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 2(OCR2)」を用い、在庫報告については、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書 2(OCR4)」を用いるものとする。</p> <p>(コンサイスノート)  <b>第 43 条</b> 計量管理責任者は、<b>第 41 条</b>に定める各報告をする場合、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明することができる。  2. コンサイスノートにより補足説明をする場合、<b>第 41 条</b>に定める各報告書に添付して報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">-16-</p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更 記載適正化</p>



変更前	変更後	理由																
<p style="text-align: center;">第十二章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(設計情報等の保管)  <b>第48条</b> 計量管理責任者は、加工施設の施設に係る設計情報及び施設附属書を加工施設に備えおくものとする。</p> <p>(設計情報の変更手続)  <b>第49条</b> 計量管理責任者は、下表左欄に定める設計情報の変更に関連する情報について、下表右欄に定められた期限までに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="305 579 1285 982"> <thead> <tr> <th>設計情報の変更に関する情報</th> <th>国に対する連絡期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現存施設に関して既に連絡している情報に対して重大な変更計画</td> <td>事業許可変更申請後、可能な限り速やかに、又は設計工事認可申請後、可能な限り速やかに、(事業許可変更申請を伴わない場合)又は変更をしようとする時(許認可変更を伴わない場合)</td> </tr> <tr> <td>実施した重大な変更内容</td> <td>上記の重大な変更計画完了後、可能な限り速やかに</td> </tr> <tr> <td>実施した重大でない変更内容</td> <td>変更の完了後、最初の在庫変動報告と同時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 「重大な変更」とは<b>第10表</b>に定める変更をいう。</p> <p>(供給当事国等の確認)  <b>第50条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れる場合、受入れる核燃料物質についての供給当事国別管理に必要がある場合には、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ数並びに供給当事国別管理に関する情報をあらかじめ確認するものとする。</p>	設計情報の変更に関する情報	国に対する連絡期限	現存施設に関して既に連絡している情報に対して重大な変更計画	事業許可変更申請後、可能な限り速やかに、又は設計工事認可申請後、可能な限り速やかに、(事業許可変更申請を伴わない場合)又は変更をしようとする時(許認可変更を伴わない場合)	実施した重大な変更内容	上記の重大な変更計画完了後、可能な限り速やかに	実施した重大でない変更内容	変更の完了後、最初の在庫変動報告と同時	<p style="text-align: center;">第十二章 国際約束の遵守等に係る事項</p> <p>(設計情報等の保管)  <b>第44条</b> 計量管理責任者は、加工施設の施設に係る設計情報及び施設附属書を加工施設に備えおくものとする。</p> <p>(設計情報の変更手続)  <b>第45条</b> 計量管理責任者は、下表左欄に定める設計情報の変更に関連する情報について、下表右欄に定められた期限までに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1463 579 2442 982"> <thead> <tr> <th>設計情報の変更に関する情報</th> <th>国に対する連絡期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現存施設に関して既に連絡している情報に対して重大な変更計画</td> <td>事業許可変更申請後、可能な限り速やかに、又は設計工事認可申請後、可能な限り速やかに、(事業許可変更申請を伴わない場合)又は変更をしようとする時(許認可変更を伴わない場合)</td> </tr> <tr> <td>実施した重大な変更内容</td> <td>上記の重大な変更計画完了後、可能な限り速やかに</td> </tr> <tr> <td>実施した重大でない変更内容</td> <td>変更の完了後、最初の在庫変動報告と同時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 「重大な変更」とは<b>第9表</b>に定める変更をいう。</p> <p>(供給当事国等の確認)  <b>第46条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れる場合、受入れる核燃料物質についての供給当事国別管理に必要がある場合には、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ数並びに供給当事国別管理に関する情報をあらかじめ確認するものとする。</p>	設計情報の変更に関する情報	国に対する連絡期限	現存施設に関して既に連絡している情報に対して重大な変更計画	事業許可変更申請後、可能な限り速やかに、又は設計工事認可申請後、可能な限り速やかに、(事業許可変更申請を伴わない場合)又は変更をしようとする時(許認可変更を伴わない場合)	実施した重大な変更内容	上記の重大な変更計画完了後、可能な限り速やかに	実施した重大でない変更内容	変更の完了後、最初の在庫変動報告と同時	<p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>記載適正化</p> <p>条番号変更</p>
設計情報の変更に関する情報	国に対する連絡期限																	
現存施設に関して既に連絡している情報に対して重大な変更計画	事業許可変更申請後、可能な限り速やかに、又は設計工事認可申請後、可能な限り速やかに、(事業許可変更申請を伴わない場合)又は変更をしようとする時(許認可変更を伴わない場合)																	
実施した重大な変更内容	上記の重大な変更計画完了後、可能な限り速やかに																	
実施した重大でない変更内容	変更の完了後、最初の在庫変動報告と同時																	
設計情報の変更に関する情報	国に対する連絡期限																	
現存施設に関して既に連絡している情報に対して重大な変更計画	事業許可変更申請後、可能な限り速やかに、又は設計工事認可申請後、可能な限り速やかに、(事業許可変更申請を伴わない場合)又は変更をしようとする時(許認可変更を伴わない場合)																	
実施した重大な変更内容	上記の重大な変更計画完了後、可能な限り速やかに																	
実施した重大でない変更内容	変更の完了後、最初の在庫変動報告と同時																	
-17-	-17-																	

変更前	変更後	理由
<p>(査察用封印又は監視装置)</p> <p><b>第51条</b> 計量管理責任者は、査察官等が、法律第68条に定めるところにより取付けた封印、又は監視装置を取外す時は、あらかじめ、但し、緊急やむをえない場合には取外し後速やかに、次の各号に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 封印、又は監視装置を取外した日付</li> <li>2 封印、又は監視装置を取外した理由</li> <li>3 封印、又は監視装置の番号</li> </ol> <p>2. 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が連絡の必要がないと、あらかじめ通知した封印については、その取外しについての連絡を行う必要がないものとする。但し、この場合でも前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>(連絡)</p> <p><b>第52条</b> 計量管理責任者は、次に掲げる事項に関し、支障が生じた場合、又はその恐れがある場合には、その状況について速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。尚、第3項に関するものについては、事前に連絡するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>第29条</b>第1項及び第2項に基づく試料の収去及び保管</li> <li>2 <b>第51条</b>第1項に基づく封印、又は監視装置の管理</li> <li>3 短期通告ランダム査察(SNRI)において、原子力規制委員会及び国際原子力機関との間で合意された滞留期間(レジデンスタイム)の確保</li> </ol> <p>2. 計量管理責任者は、前項に掲げる場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必要がある場合、又は疑義が生じた場合には、速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。又、連絡するに当たり計量管理責任者は、実施要領に従い必要な手続を取るものとする。</p>	<p>(査察用封印又は監視装置)</p> <p><b>第47条</b> 計量管理責任者は、査察官等が、法律第68条に定めるところにより取付けた封印、又は監視装置を取外す時は、あらかじめ、但し、緊急やむをえない場合には取外し後速やかに、次の各号に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 封印、又は監視装置を取外した日付</li> <li>2 封印、又は監視装置を取外した理由</li> <li>3 封印、又は監視装置の番号</li> </ol> <p>2. 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が連絡の必要がないと、あらかじめ通知した封印については、その取外しについての連絡を行う必要がないものとする。但し、この場合でも前項各号の事項を記録するものとする。</p> <p>(連絡)</p> <p><b>第48条</b> 計量管理責任者は、次に掲げる事項に関し、支障が生じた場合、又はその恐れがある場合には、その状況について速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。尚、第3項に関するものについては、事前に連絡するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>第25条</b>第1項及び第2項に基づく試料の収去及び保管</li> <li>2 <b>第47条</b>第1項に基づく封印、又は監視装置の管理</li> <li>3 短期通告ランダム査察(SNRI)において、原子力規制委員会及び国際原子力機関との間で合意された滞留期間(レジデンスタイム)の確保</li> </ol> <p>2. 計量管理責任者は、前項に掲げる場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必要がある場合、又は疑義が生じた場合には、速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。又、連絡するに当たり計量管理責任者は、実施要領に従い必要な手続を取るものとする。</p> <p><b>3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会に計量管理規定の変更申請を行うものとする。</b></p> <p><b>4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は事業所の所在地の英語表記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしくは種類に変更がある場合は、変更の30日前までに原子力規制委員会に連絡するものとする。</b></p>	<p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>記載適正化</p> <p>3.及び4.項追記</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第1表 定義 (1)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「高濃縮ウラン」(略号として「HEU」を用いる。以下本条において括弧内は同義)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、20%以上になるように濃縮されたウランをいう。</li> <li>2. 「低濃縮ウラン」(LEU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、天然ウランよりも大きく、20%未満に濃縮されたウランをいう。</li> <li>3. 「天然ウラン」(NU)とは、天然に産するウランをいう。 尚、天然ウランどうしの混合以外の方法(濃縮、混合、再処理等)によって得られたウランについては、例え天然ウランの濃縮度と同等の値であっても、天然ウランとはしない。</li> <li>4. 「劣化ウラン」(DU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、天然ウランよりも小さいウランをいう。</li> <li>5. 「特定核分裂性物質」とは、ウラン 233、ウラン 235、プルトニウム 239、プルトニウム 241 をいう。</li> <li>6. 「供給当事国」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 条第 12 項に基づき、原子力規制委員会が定める告示に掲げる国際規制物資に関連する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(昭和 52 年条約第 13 号)を除く。)の締約相手国(国際機関を含む。)(同一の国際規制物資が 2 以上の国際約束に関連する場合の 2 以上の締約相手国の組合せを含む。)をいう。</li> <li>7. 「核燃料物質計量管理区域」(MBA)とは、加工施設内であって、国際約束に基づく保障措置の円滑な適用のため当該区域に係る核燃料物質の計量管理を適切に行うことができる区域をいう。</li> <li>8. 「主要測定点」(KMP)とは、MBA 内における箇所であって、当該 MBA に係る核燃料物質の受払量、又は実在庫量の計量を適切に行うことができる箇所をいう。 KMP には、流れの KMP(FKMP)及び在庫の KMP(IKMP)とがある。</li> <li>9. 「区分変更」とは、ウランの濃縮度が、濃縮、混合及び核的損耗等により HEU から LEU 又は DU に、LEU から HEU 又は DU に、DU から HEU 又は LEU に、NU から HEU 又は LEU 又は DU にその区分が変わることをいう。</li> <li>10. 「測定済廃棄物」とは、測定され又は測定に基づいて推定され、且つその後の原子力利用に適さないような態様で廃棄された核燃料物質をいう。</li> <li>11. 「保管廃棄物」とは、処理、又は使用上の事故の結果により当分の間、回収不可能であると認められ、且つ貯蔵されることになる核燃料物質をいう。</li> </ol>		<p>第1表 定義(1)削除</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第1表 定義(2)</u></p> <p>12. 「不明物質量」(MUF)とは、実在庫量の確認により発生する帳簿在庫量と実在庫量との差をいう。</p> <p>13. 「実効キログラム」(EKG)とは、核燃料物質に保障措置を適用するに当たって、その枢要値を反映して使用される特別の単位をいう。</p> <p>イ. プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値。</p> <p>ロ. 濃縮度が 0.01(1%)以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の 2 乗を乗じて得られる数値。</p> <p>ハ. 濃縮度が 0.005 (0.5%)を超え、0.01(1%)未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に 0.0001 を乗じて得られる数値。</p> <p>ニ. 濃縮度が 0.005(0.5%)以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に 0.00005 を乗じて得られる数値。</p> <p>ホ. イからニまでに掲げる物質の 1、又は 2 以上をふくむものにあつては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値。</p> <p>14. 「バッチ」とは、計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。</p> <p>15. 「ソースデータ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ、又は経験則に基づいた関係を導き出すために用いられるデータであつて、核燃料物質を同定し、バッチデータの基礎になるものをいう。</p> <p>ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係及び生成されるプルトニウムと出力との関係を含む。</p> <p>16. 「日米協定」新旧とは、次の区分による政府間協定の総称をいう。</p> <p>新:1987年11月4日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。</p> <p>旧:1968年2月26日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)</p>		<p>第1表 定義(2)削除</p>

変更前		変更後		理由
<b>第2表</b> 加工施設におけるMBA		<b>第1表</b> 加工施設におけるMBA		表番号変更
MBAの符号	MBAの説明	MBAの符号	MBAの説明	
JM-M	法律第13条に規定する許可により核燃料物質を取り扱う区域で、核燃料物質の受払い、転換、成型、組立工程、分析室及び原料・仕掛品・燃料集合体等を貯蔵するMBAとする。	JM-M	法律第13条に規定する許可により核燃料物質を取り扱う区域で、核燃料物質の受払い、転換、成型、組立工程、分析室、原料・仕掛品・燃料集合体等を貯蔵するMBAとする。	
-21-		-19-		

変更前					変更後					理由			
第3表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (1)					第2表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (1)					表番号変更			
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分		
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体				
1	輸入 国内受入れ	多量の核燃料物質 (UF <sub>6</sub> シリンダー、燃料棒、燃料集合体及び 10g <sup>235</sup> U 未満の少量核燃料物質を除く) 1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器 1 個 (ポリビン等)	容器毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形狀 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	1	輸入 国内受入れ	多量の核燃料物質 (UF <sub>6</sub> シリンダ、燃料棒、燃料集合体及び 10g <sup>235</sup> U 未満の少量核燃料物質を除く) 1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器 1 個 (缶等)	容器毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形狀 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	表番号変更	
		UF <sub>6</sub> シリンダー 1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	UF <sub>6</sub> シリンダー 1 本	シリンダー毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O) 4.濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.同位体組成 7.測定誤差(可能なら)				UF <sub>6</sub> シリンダ 1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	UF <sub>6</sub> シリンダ 1 本	シリンダ毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O) 4.濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.同位体組成 7.測定誤差(可能なら)		字句修正	
		燃料棒 1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	燃料棒 1本	燃料棒毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形狀 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.同位体組成(可能なら) 6.ガドリ濃度(必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)				燃料棒 1本	燃料棒 1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	燃料棒 1本		燃料棒毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形狀 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.同位体組成(可能なら) 6.ガドリ濃度(必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)	字句修正
		燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	燃料集合体毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的形態 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5..測定誤差(可能なら)				燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	燃料集合体 1体		燃料集合体毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的形狀 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5..測定誤差(可能なら)	記載適正化
-22-					-20-					誤記修正			



変更前					変更後					理由		
第3表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (2)					第2表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (2)					理由		
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述			ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			
1 (続)												
	受払差 (S/RD)	多量の核燃料物質 (10g <sup>235</sup> U 未満の少量核燃料物質を除く) 1回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器1個 (UF <sub>6</sub> シリンダ、燃料棒、集合体等)	1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形狀 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	1 (続)	輸入 国内受入れ	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末  1回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器1個 (缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形狀 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	表番号変更  UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末を追記 (事業許可変更を反映)
2	輸出 国内払出し	多量の核燃料物質 (UF <sub>6</sub> シリンダー、粉末、燃料棒、燃料集合体及び10g <sup>235</sup> U 未満の少量核燃料物質を除く) 1回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器1個 (ポリビン等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的 4.物理的形狀 5.ウラン含有率(W/O) 6.濃縮度(W/O) 7.元素重量及び特定核分裂性物質重量 8.測定誤差(可能なら)	バッチ	2	輸出 国内払出し	多量の核燃料物質 (UF <sub>6</sub> シリンダ、粉末、燃料棒、燃料集合体及び10g <sup>235</sup> U 未満の少量核燃料物質を除く) 1回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器1個 (缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形狀 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	字句修正 バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)  誤記修正
		UF <sub>6</sub> シリンダー  1回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	UF <sub>6</sub> シリンダー 1本	シリンダー毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O) 4.濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.同位体組成(可能なら) 7.測定誤差(可能なら)				UF <sub>6</sub> シリンダ  1回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	UF <sub>6</sub> シリンダ 1本	シリンダ毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O) 4.濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.同位体組成(可能なら) 7.測定誤差(可能なら)		

変更前					変更後					理由		
第3表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (3)					第2表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (3)					表番号変更		
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述			ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			
2 (続)	輸出 国内払出し	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末  1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	輸送容器  1個	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	2 (続)	輸出 国内払出し	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末  1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器1個 (缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	バッチ単位体を「輸送容器」から「容器」に変更
		燃料棒  1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	燃料棒  1本	燃料棒毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.同位体組成(可能なら) 6.ガドリ濃度(必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)	バッチ			燃料棒  1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	燃料棒  1本	燃料棒毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.同位体組成(可能なら) 6.ガドリ濃度(必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	誤記修正
		燃料集合体  1体	燃料集合体  1体	燃料集合体毎に 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的形状 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)				燃料集合体  1体	燃料集合体  1体	燃料集合体毎に 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的形状 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)		



変更前					変更後					理由	
第3表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (4)					第2表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (4)					表番号変更	
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体		
3	測定済廃棄	液体廃棄物及び気体廃棄物 <u>(1ヶ月)</u> 間各々の合計量)	—	1.容量 2.平均ウラン含有率(W/O)及び平均濃縮度(W/O) 3.元素重量及び特定核分裂性物質重量 4.測定誤差(可能なら)	バッチ	測定済廃棄	液体廃棄物及び気体廃棄物 <u>(1か月)</u> 間各々の合計量)	—	1.容量 2.平均ウラン含有率(W/O)及び平均濃縮度(W/O) 3.元素重量及び特定核分裂性物質重量 4.測定誤差(可能なら)	字句修正	
	保管廃棄	UF <sub>6</sub> 残渣 <u>(1ヶ月)</u> 間の合計量)	容器1個 (ドラム缶、ポリビン等)	容器毎に 1.識別番号 2.容器重量 3.総重量 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)		UF <sub>6</sub> 残渣 <u>(1か月)</u> 間の合計量)	容器1個 (缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.容器重量 3.総重量 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)	字句修正	バッチ単位体の「ドラム缶、ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)	
		1回に廃棄保管される同一仕様の合計量	容器1個 (ドラム缶、ポリビン等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O)及び平均濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定精度 6.測定誤差(可能なら)		固体廃棄物 1回に保管廃棄される同一仕様の合計量	容器1個 (ドラム缶、缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O)及び平均濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定精度 6.測定誤差(可能なら)	誤記修正	バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)	
	UF <sub>6</sub> 残渣 <u>(1ヶ月)</u> 間の合計量)	容器1個 (ドラム缶、ポリビン等) UF <sub>6</sub> シリンダー 1本	容器毎に 1.識別番号 2.容器重量 3.総重量 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)	保管廃棄		UF <sub>6</sub> 残渣 <u>(1か月)</u> 間の合計量)	容器1個 (缶等) UF <sub>6</sub> シリンダー 1本	容器毎に 1.識別番号 2.容器重量 3.総重量 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)	字句修正	バッチ単位体を「ドラム缶、ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)	
保管廃棄再生	1回に再生される保管廃棄物	容器1個 (ドラム缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O)及び平均濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)	保管廃棄再生	1回に再生される保管廃棄物	容器1個 (ドラム缶、缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O)及び平均濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)	バッチ単位体に「缶」を追記 (事業許可変更を反映)			
事故損失/事故増加	事故の状況に基づく必要事項				事故損失/事故増加	事故の状況に基づく必要事項					

変更前						変更後						理由
<b>第3表</b> 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (5)						<b>第2表</b> 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(FKMP) (5)						表番号変更
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			
4	輸入 国内受入れ	少量の核燃料物質 (10g <sup>235</sup> U 未満の核燃料物質)。 同一月間に、又は棚卸しがある月は、その日の前後に分けて、同一払出者から受入れた少量の核燃料物質	容器1個	払出者側データに基づく下記の記録 1.化合物重量 2.化学的、物理的形狀 3.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)	バッチ	4	輸入 国内受入れ	少量の核燃料物質 (10g <sup>235</sup> U 未満の核燃料物質)。 同一月間に、又は棚卸しがある月は、その日の前後に分けて、同一払出者から受入れた少量の核燃料物質	容器1個	払出者側データに基づく下記の記録 1.化合物重量 2.化学的、物理的形狀 3.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)	バッチ	
	輸出 国内払出し	少量の核燃料物質 (10g <sup>235</sup> U 未満の核燃料物質)。 同一月間に、又は棚卸しがある月は、その日の前後に分けて、同一払出者へ払出した少量の核燃料物質	容器1個	容器毎に 1.化合物重量 2.化学的、物理的形狀 3.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)			輸出 国内払出し	少量の核燃料物質 (10g <sup>235</sup> U 未満の核燃料物質)。 同一月間に、又は棚卸しがある月は、その日の前後に分けて、同一払出者へ払出した少量の核燃料物質	容器1個	容器毎に 1.化合物重量 2.化学的、物理的形狀 3.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)		
*	区分変更	区分変更する量	—	1.ウラン含有率(W/O)及び 平均濃縮度(W/O) 2.元素重量及び 特定核分裂性物質重量	—	*	区分変更	区分変更する量	—	1.ウラン含有率(W/O)及び 平均濃縮度(W/O) 2.元素重量及び 特定核分裂性物質重量	—	
	リバッチング	必要に応じてリバッチする量	—	1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形狀 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)			リバッチング	必要に応じてリバッチする量	—	1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形狀 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)		

変更前					変更後					理由		
第3表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(KMP) (1)					第2表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(KMP) (1)					表番号変更		
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述			ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			
A	SRD 区域	払出者側のデータによる核燃料物質	容器1個 (UF <sub>6</sub> シリンダー、ポリビン等)	KMP:1と同じ	総量	A	SRD 区域	払出者側のデータによる核燃料物質	容器1個 (UF <sub>6</sub> シリンダー、缶等)	KMP:1と同じ	総量	表番号変更
B	原料倉庫	UF <sub>6</sub> シリンダー 払出者側のデータ又は当所の計量による同一仕様の核燃料物質	UF <sub>6</sub> シリンダー 1本	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的性状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)		原料倉庫	UF <sub>6</sub> シリンダー 払出者側のデータ又は当所の計量による同一仕様の核燃料物質	UF <sub>6</sub> シリンダー 1本	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的性状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)	字句修正 バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)		
	出荷粉末	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	ドラム(粉末) 1個	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的性状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)		出荷粉末 受入粉末	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	容器1個 (缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的性状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)	字句修正  Bの説明欄に「受入粉末」を追記(事業許可変更を反映)		
C	転換工程	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	容器1個 (大型容器、ポリビン等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的性状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.毒物含有率(W/O) (必要に応じて) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)		転換工程 シリンダ 洗浄棟	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	容器1個 (大型容器、缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的性状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.毒物含有率(W/O) (必要に応じて) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	Cの説明欄に「シリンダ洗浄棟」を追記(記載適正化)		
		スクラップ等	容器1個 (ポリビン等)	同上	スクラップ等			容器1個 (缶等)	同上			
D	ペレット 工程	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	容器1個 (ポリビン等)	KMP:Cと同じ	D	ペレット 工程	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	容器1個 (缶等)	KMP:Cと同じ	D	D	バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
		UO <sub>2</sub> ペレット (同一の仕様による)	容器1個 (トレイ、ボート等)	同上			UO <sub>2</sub> ペレット (同一の仕様による)	容器1個 (トレイ、ボート等)	同上			
		スクラップ等	容器1個 (ポリビン等)	同上			スクラップ等	容器1個 (缶等)	同上			

変更前					変更後					理由		
第3表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(KMP) (2)					第2表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(KMP) (2)					表番号変更		
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述			ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			
E	ペレット貯蔵室	UO <sub>2</sub> ペレット (同一の仕様による)	容器1個 (ラック、缶等)	同上	総量	E	ペレット貯蔵室	UO <sub>2</sub> ペレット (同一の仕様による)	容器1個 (ラック、缶等)	同上	総量	
F	組立工程	燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	タイプ燃料棒毎に 1.識別番号 2.燃料棒数 3.化学的形狀 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.毒物含有率(W/O) (必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)		燃料棒1本	燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	タイプ燃料棒毎に 1.識別番号 2.燃料棒数 3.化合物重量 4.化学的形狀 5.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 6.化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.毒物含有率(W/O) (必要に応じて) 8.測定誤差(可能なら)			
				燃料集合体毎に 1.燃料集合体番号 2.化学的形狀 3.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 4.化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.毒物含有率(W/O) (必要に応じて) 6.測定誤差(可能なら)					燃料集合体毎に 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的形狀 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.毒物含有率(W/O) (必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)			
G	燃料集合体貯蔵室	燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	KMP:Fと同じ		G	燃料集合体貯蔵室	燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	KMP:Fと同じ		
H	核燃料倉庫	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	容器1個 (S.S缶等)	KMP:Cと同じ	H	核燃料倉庫	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	容器1個 (缶等)	KMP:Cと同じ			
		スクラップ等	容器1個 (S.S缶等)	同上			スクラップ等	容器1個 (缶等)	同上			

変更前						変更後						理由	
第3表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(KMP) (3)						第2表 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(KMP) (3)						表番号変更	
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分		
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体				
I	第3核燃料倉庫	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 粉末 (同一の仕様による)	容器1個 (S.S 缶等)	KMP:Cと同じ	総量	I	第3核燃料倉庫	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 粉末 (同一の仕様による)	容器1個 (缶等)	KMP:Cと同じ	総量	総量	バッチ単位体を「S.S 缶」から「缶」に変更 (記載適正化)
		スクラップ等	容器1個 (S.S 缶等)	同上				スクラップ等	容器1個 (缶等)	同上			
		UO <sub>2</sub> ペレット (同一の仕様による)	容器1個 (缶等)	同上				UO <sub>2</sub> ペレット (同一の仕様による)	容器1個 (缶等)	同上			
		燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	KMP:Fと同じ				燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	KMP:Fと同じ			
		出荷粉末 UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	ドラム(粉末) 1個	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的性状 4.ウラン含有率(W/O) 及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)				出荷粉末 受入粉末 UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 (同一の仕様による)	容器1個 (缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的性状 4.ウラン含有率(W/O) 及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)			
J	劣化・天然ウラン倉庫	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 粉末 (同一の仕様による)	容器1個 (ポリビン等)	KMP:Cと同じ	J	劣化・天然ウラン倉庫	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 粉末 (同一の仕様による)	容器1個 (缶等)	KMP:Cと同じ	同上	同上	バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)	
		スクラップ等	容器1個 (ポリビン等)	同上			スクラップ等	容器1個 (缶等)	同上				
		UO <sub>2</sub> ペレット UO <sub>2</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ペレット (同一の仕様による)	容器1個 (ポリビン等)	同上			UO <sub>2</sub> ペレット UO <sub>2</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ペレット (同一の仕様による)	容器1個 (缶等)	同上				



変更前						変更後						理由
<b>第3表</b> 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(IKMP) (4)						<b>第2表</b> 核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ(IKMP) (4)						表番号変更  バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)  バッチ単位体を「S.S 缶」から「缶」に変更 (記載適正化)   ペレットサンプリングポイントのIKMP Sの廃止により、「第3表ペレットサンプリング及びソースデータ(IKMP)」を削除
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			
K	加工棟	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 粉末 (同一の仕様による)	容器1個 ( <u>ポリビン</u> 等)	KMP:Cと同じ	総量	K	加工棟	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末等 UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 粉末 (同一の仕様による)	容器1個 ( <u>缶</u> 等)	KMP:Cと同じ	総量	
		スクラップ等	容器1個 ( <u>S.S 缶</u> 等)	同上				スクラップ等	容器1個 ( <u>缶</u> 等)	同上		
		UO <sub>2</sub> ペレット UO <sub>2</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ペレット (同一の仕様による)	トレイ又は ボート1個	同上				UO <sub>2</sub> ペレット UO <sub>2</sub> + Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ペレット (同一の仕様による)	トレイ又は ボート1個	同上		
		燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	KMP:Fと同じ				燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	KMP:Fと同じ		
L	分析室	同一形態の核燃料物質	容器1個等	KMP:Cと同じ	L	分析室	同一形態の核燃料物質	容器1個等	KMP:Cと同じ			
<b>第3表</b> ペレットサンプリング及びソースデータ(IKMP)												
KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	KMPの記述		バッチに関する記述		ソースデータ	供給当事国別在庫変動記録の区分	
KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			KMPの符号	説明	バッチの定義	単位体			
S	工程あるいは貯蔵庫から採取されるペレットの量	ペレット (同一の仕様による)	ペレット1個	ペレット毎に 1.バッチ識別番号 2.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O)分析値に基づく	総量							

変更前			変更後			理由
<b>第4表</b> 物質記述コード表 (1) 第1種キーワード: 物理的形状			<b>第3表</b> 物質記述コード表 (1) 第1種キーワード: 物理的形状			表番号変更               字句修正               誤記修正               字句修正               記載適正化
キーワード	説明	コード	キーワード	説明	コード	
燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル。	B	燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル。	B	
燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート。	D	燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート。	D	
粉末	粉末(非セラミック)。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F	粉末	粉末(非セラミック)。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F	
粉末セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した高熱処理酸化物又は炭化物。	G	粉末セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した高熱処理酸化物又は炭化物。	G	
形成物グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子	H	形成物グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子	H	
セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J	セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J	
被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆、 <b>たとえば</b> 、SiC 被覆を施したセラミック粒子。	K	被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆、 <b>例えば</b> 、SiC 被覆を施したセラミック粒子。	K	
固体その他	上記に指定したもの以外の固体物質 <sup>(1)</sup> <b>たとえば</b> 、インゴット、 <b>ピレット</b> 、押出し成形物、小片。 <b>但し</b> 混合物でないもの <sup>(2)</sup> 。	O (オー)	固体その他	上記に指定したもの以外の固体物質 <sup>(1)</sup> <b>例えば</b> 、インゴット、 <b>ピレット</b> 、押出し成形物、小片。 <b>ただし</b> 混合物でないもの <sup>(2)</sup> 。	O (オー)	
液体	水溶液及び有機性又はその他の液体	N	液体	水溶液及び有機性又はその他の液体	N	
残渣スクラップ	生産過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R	残渣スクラップ	生産過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R	
密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線 <b>線</b> 源。	QS <sup>(3)</sup>	密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線源。	QS <sup>(3)</sup>	
廃棄物固体	処分するつもり の固体廃棄物。	T	廃棄物固体	処分するつもり の固体廃棄物。	T	
廃棄物液体	処分するつもり の液体廃棄物。	U	廃棄物液体	処分するつもり の液体廃棄物。	U	
小試料小試片	1 個のバッチにまとめられた分析用試料又は <b>試片</b> <sup>(4)</sup>	V	小試料小試片	1 個のバッチにまとめられた分析用試料又は <b>試験片</b> <sup>(4)</sup>	V	
(注) <b>(1)</b> UF <sub>6</sub> ( <b>ヘクス</b> )は、この区分に含めなければならない。 <b>(2)</b> 混合固体物質は、それぞれ適当と思われる R、T 又は V の区分に含めなければならない。 <b>(3)</b> 第2種キーワードは使用しない。 <b>(4)</b> 1 個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質にかかわらず VOAE 又は VOAM とコード化し、品質管理又は NDA の標本のために 1 個のバッチとして保存されるものは VOAB とコード化すべきである。			(注) <b>(1)</b> UF <sub>6</sub> ( <b>六価</b> )は、この区分に含めなければならない。 <b>(2)</b> 混合固体物質は、それぞれ適当と思われる R、T 又は V の区分に含めなければならない。 <b>(3)</b> 第2種キーワードは使用しない。 <b>(4)</b> 1 個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質にかかわらず VOAE 又は VOAM とコード化し、品質管理又は NDA の標本のために 1 個のバッチとして保存されるものは VOAB とコード化すべきである。			





変更前			変更後			理由	
<b>第4表</b> 物質記述コード表 (3) 第3種キーワード: 封じ込め			<b>第3表</b> 物質記述コード表 (3) 第3種キーワード: 封じ込め			表番号変更	
キーワード	説明	コード	キーワード	説明	コード		
容器なし	容器に入っていない物質。独立した単位体(クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む) <sup>(1)</sup>	1	容器なし	容器に入っていない物質。独立した単位体(クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む) <sup>(1)</sup>	1		
単位燃料	輸送容器又は貯蔵用容器に入った個々の単位燃料及び燃料要素	2	単位燃料	輸送容器又は貯蔵用容器に入った個々の単位燃料及び燃料要素	2		
フラスコ	照射済燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽フラスコ(キャスク)	3	フラスコ	<del>被</del> 照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽 <del>した</del> フラスコ(キャスク)	3	記載適正化	
炉内	原子炉、炉心(燃料体のみ)	4	炉内	原子炉、炉心(燃料体のみ)	4		
目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク(目盛付)	5	目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク(目盛付)	5		
目盛なしベッセル	同上(目盛なし)、パイプ	6	目盛なしベッセル	同上(目盛なし)、パイプ	6		
トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7	トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7		
鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8	鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8		
容積によって分類される貯蔵用容器 <sup>(2)</sup>			容積によって分類される貯蔵用容器 <sup>(2)</sup>				
“コンテナ” 容量範囲	試料びん及び他の小さな容器 < 0.5 ℓ	A	コンテナ 容量容器	試料びん及び他の小さな容器	容積 0.5 リットル未満	A	記載適正化
	びん、ファイバーパック、缶 0.5～1 ℓ	E		ビン、ファイバーパック、缶	0.5 リットル ≤ 容積 ≤ 1 リットル	E	
	〃 〃 〃 > 1～5 ℓ	G		ビン、ファイバーパック、缶	1 リットル < 容積 ≤ 5 リットル	G	
	〃 〃 UF <sub>6</sub> シリンダー > 5～10 ℓ	H		ビン、ファイバーパック UF <sub>6</sub> シリンダー	5 リットル < 容積 ≤ 10 リットル	H	
	ファイバーパック、缶 > 10～15 ℓ	J		ファイバーパック、缶	10 リットル < 容積 ≤ 15 リットル	J	
	〃 ドラム缶 > 15～20 ℓ	K		ファイバーパック、ドラム缶	15 リットル < 容積 ≤ 20 リットル	K	
	ドラム缶 > 20～50 ℓ	L		ドラム缶	20 リットル < 容積 ≤ 50 リットル	L	
	〃 > 50～100 ℓ	M		ドラム缶	50 リットル < 容積 ≤ 100 リットル	M	
	〃、樽 > 100～200 ℓ	N		ドラム缶、樽	100 リットル < 容積 ≤ 200 リットル	N	
	〃 〃 > 200～500 ℓ	Q		ドラム缶、樽	200 リットル < 容積 ≤ 500 リットル	Q	
	UF <sub>6</sub> シリンダー 2t > 500～1,000 ℓ	R		UF <sub>6</sub> シリンダー(2t)	500 リットル < 容積 ≤ 1,000 リットル	R	
	〃 10, 14t > 1,000～5,000 ℓ	U		UF <sub>6</sub> シリンダー(10t, 14t)	1,000 リットル < 容積 ≤ 5,000 リットル	U	
	より大きな容器、例えばタンク車 > 5,000 ℓ	V		より大きな容器 (例えばタンク車)	5,000 リットルを越える容積	V	
その他の容器	その他の容器	O (オー)	その他の容器	その他の容器	O (オー)		
(注) (1) 冷却プールにある容器なしの照射済燃料はこの区分に含める。 (2) 容器の種類は、表示のもののみとする。容積によって更に分類している			(注) (1) 冷却プールにある容器なしの照射済燃料はこの区分に含める。 (2) 容器の種類は、表示のもののみとする。更に容積によって分類している			記載適正化	

変更前				変更後				理由
第4表 物質記述コード表 (4) 第4種キーワード:照射状況/品質				第3表 物質記述コード表 (4) 第4種キーワード:照射状況/品質				
キーワード	説明	コード (1)		キーワード	説明	コード (1)		
		非照射	被照射			非照射	被照射	
燃料のみ - 照射状況				燃料のみ - 照射状況				表番号変更
新燃料	新しい燃料体又は集合体	F		新燃料	新しい燃料体又は集合体	F		
照射済燃料	照射済燃料。再処理前のもの		G	被照射燃料	照射を受けた燃料。再処理前のもの		G	記載適正化
その他の物質 - 品質/照射状況 (2)				その他の物質 - 品質/照射状況 (2)				記載適正化
加工品	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能な加工品(完成した燃料体以外のもの)	A	H	製品	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能である製品(完成した燃料体以外のもの)	A	H	
純粋安定	物理的、化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って生成した均質の物質 (たとえば、製品、中間製品、特定の供給物質)	B	J	純粋安定	物理的、化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って製造した均質の物質 (例えば、生成物、中間生成物、一部の供給物質)	B	J	記載適正化
純粋	上記の物より幾分非均質、又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 (3) (たとえば、特定の中間生成物、クリーン・スクラップ及びリサイクル物質。供給物質)	C	K	純粋	幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 (3) (例えば、一部の中間生成物、きれいなスクラップ及びリサイクル物質。供給物質)	C	K	記載適正化
非均質	純度仕様に合致しないが一般的に類似の組成をもつ非均質物質 (たとえば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L	非均質	純度仕様に合致しないが一般的に類似の組成をもつ非均質物質 (例えば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L	記載適正化
各種組成のもの	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び又は混合組成の非均質物質 (たとえば、ダークティ・スクラップ、溶出済ハル、廃棄物)	E	M	各種組成の物	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び又は混合組成の非均質物質 (例えば、汚染スクラップ、裁断破片、廃棄物)	E	M	記載適正化
(注) (1) 照射状況に従って文字を1つだけ選ぶ。 (2) ここでいう照射済物質とは、原子炉中の照射で生じた核分裂性生成物がまだ分離されていない物質をいう。 (3) 溶解槽の溶解液は、照射済物質であることを表す適当なコードを使ってこの区分に含めなければならない。				(注) (1) 照射状況に従って一つの文字のみを選ぶ。 (2) ここでいう被照射物質とは、原子炉中の照射で生じた核分裂性生成物がまだ分離されていない物質をいう。 (3) 溶解槽の溶解液は、被照射物質であることを表す適当なコードを使ってこの区分に含めなければならない。				記載適正化

変更前						変更後						理由
第5表 各KMPにおける測定 (1)						第4表 各KMPにおける測定 (1)						
KMP の符号	核燃料物質の記述		単位体	測定の内容		KMP の符号	核燃料物質の記述		単位体	測定の内容		
	物理的形状	化学的形状		目的	方法・機器		物理的形状	化学的形状		目的	方法・機器	
1	固体 粉末 ペレット 燃料棒 <u>溶液</u> 他	UF <sub>6</sub> ADU UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個 ( <u>シリンダー</u> 、 <u>ポリビン</u> <u>ン</u> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定 (必要に応じて)	目視 秤量器 分析装置	1	固体 粉末 ペレット 燃料棒 他	UF <sub>6</sub> ADU UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個 ( <u>シリンダ</u> 、 <u>缶</u> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定 (必要に応じて)	目視 秤量器 分析装置	表番号変更  字句修正 バッチ単位体を「ポリビン」から 「缶」に変更 (事業許可変更を反映)  「溶液」の削除(誤記修正)
	燃料集合体	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料集合体1体	員数確認	目視		燃料集合体	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料集合体1体	員数確認	目視	
2	固体 粉末 ペレット 燃料棒 他	UF <sub>6</sub> ADU UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個 ( <u>ポリビン</u> 、缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	2	固体 粉末 ペレット 燃料棒 他	UF <sub>6</sub> ADU UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個 (缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	バッチ単位体の「ポリビン」を削 除(事業許可変更を反映)
	燃料集合体	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料集合体1体	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 計 算 計 算		燃料集合体	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料集合体1体	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 計 算 計 算	
3	液 体 気 体	廃棄物	—	含有量確定	分析装置	3	液 体 気 体	廃棄物	—	含有量確定	分析装置	バッチ単位体に「缶」を追記 (事業許可変更を反映)
	固 体 液 体	廃棄物	容器1個 (ドラム缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置		固 体 液 体	廃棄物	容器1個 (ドラム缶、 <u>缶</u> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	
4	固体 粉末 ペレット 燃料棒 溶液 他	UF <sub>6</sub> ADU UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個( <u>ポリビン</u> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定 (必要に応じて)	目視 秤量器 分析装置	4	固体 粉末 ペレット 燃料棒 溶液 他	UF <sub>6</sub> ADU UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個( <u>缶</u> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定 (必要に応じて)	目視 秤量器 分析装置	バッチ単位体を「ポリビン」から 「缶」に変更 (事業許可変更を反映)

変更前						変更後						理由
第5表 各KMPにおける測定 (2)						第4表 各KMPにおける測定 (2)						表番号変更 字句修正 バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)  字句修正 バッチ単位体を「ドラム」から「缶」に変更 Cの物理的形狀の「ペレット」を削除(誤記修正) バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映) バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)  バッチ単位体を「S.S 缶」から「缶」に変更 (記載適正化)  バッチ単位体を「S.S 缶」から「缶」に変更し「ドラム」を削除 (記載適正化)  バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)  Lの記載適正化 (Cの物理的形狀から「ペレット」を削除したことともなう修正)
KMP の符号	核燃料物質の記述		単位体	測定の内容		KMP の符号	核燃料物質の記述		単位体	測定の内容		
	物理的形狀	化学的形狀		目的	方法・機器		物理的形狀	化学的形狀		目的	方法・機器	
A	固体 粉末 ペレット 燃料棒 他	UF <sub>6</sub> UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 他	容器1個 (シリンダー、ポリビン等)	員数確認	目視	A	固体 粉末 ペレット 燃料棒 他	UF <sub>6</sub> UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 他	容器1個 (シリンダ、缶等)	員数確認	目視	
B	固体、他	UF <sub>6</sub> 、 UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub>	シリンダー・ドラム 1個	員数確認	目視	B	固体、他	UF <sub>6</sub> 、 UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub>	シリンダ/缶 1個	員数確認	目視	
C	粉末 ペレット 溶液	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> ADU UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 他	容器1個 (ポリビン等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	C	粉末 溶液	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> ADU UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 他	容器1個 (缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	
D	粉末 ペレット	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 他	容器1個 (ポリビン、トレイ等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	D	粉末 ペレット	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 他	容器1個 (缶、トレイ等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	
E	ペレット	UO <sub>2</sub>	容器1個 (ラック、缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	E	ペレット	UO <sub>2</sub>	容器1個 (ラック、缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	
F	燃料棒	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料棒 1本	員数確認 重量確認	目視 秤量器	F	燃料棒	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料棒 1本	員数確認 重量確認	目視 秤量器	
	燃料集合体	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料集合体 1体	員数確認	目視		燃料集合体	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料集合体 1体	員数確認	目視	
G	燃料集合体	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料集合体 1体	員数確認	目視	G	燃料集合体	UO <sub>2</sub> UO <sub>2</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	燃料集合体 1体	員数確認	目視	
H	粉末	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 他	容器1個 (S.S 缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	H	粉末	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 他	容器1個 (缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	
I	粉末 ペレット 燃料棒	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個 (ドラム/S.S 缶等) 燃料棒 1本	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	I	粉末 ペレット 燃料棒	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個 (缶等) 燃料棒 1本	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	
J	粉末 ペレット	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個 (ポリビン等)	員数確認 重量確認	目視 秤量器	J	粉末 ペレット	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> UO <sub>2</sub> /U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> +Gd <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 他	容器1個 (缶等)	員数確認 重量確認	目視 秤量器	
K	KMP:Iと同じ					K	KMP:Iと同じ					
L	KMP:Cと同じ					L	粉末 ペレット 溶液	UO <sub>2</sub> U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> ADU UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 他	容器1個 (缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目視 秤量器 分析装置	

変更前			変更後			理由
<b>第6表</b> 主要測定機器の校正方法等			<b>第5表</b> 主要測定機器の校正方法等			表番号変更  記載適正化
測定方法 機 器	校正頻度	校 正 方 法	測定方法 機 器	校正頻度	校 正 方 法	
秤量器	秤量の都度 年2回	零点調整及び必要に応じて標準分銅による校正 <u>当所治工具及び測定器の管理に従う定期検査</u>	秤量器	秤量の都度	零点調整及び必要に応じて標準分銅による校正	
				年2回	<u>測定機器の定期検査及び校正</u>	
分析装置	測定の都度	標準試料による校正	分析装置	測定の都度	標準試料による校正	
-37-			-35-			



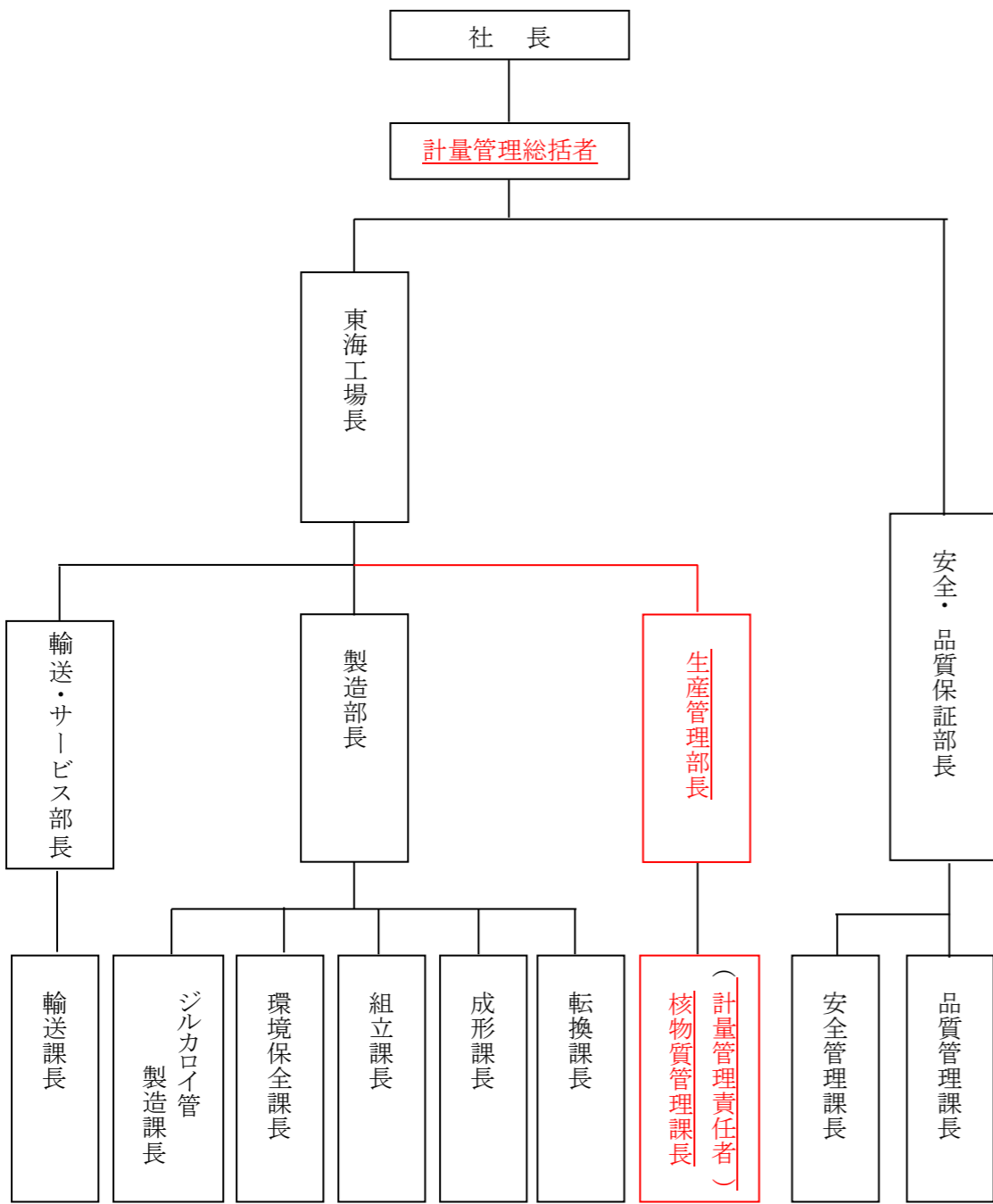
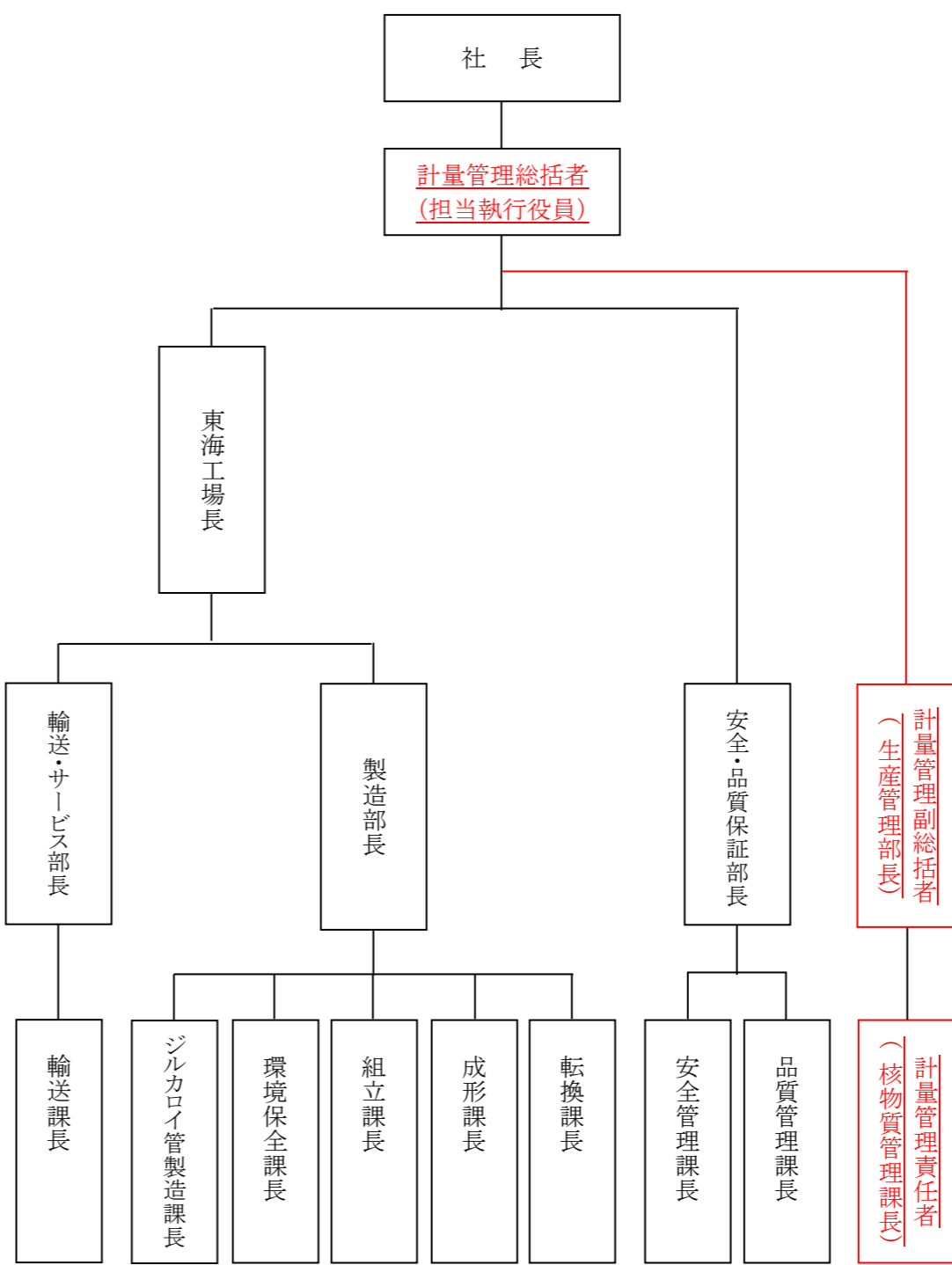
変更前			変更後			理由
第7表 計量管理記録			第6表 計量管理記録			
記録事項	記録時期	保存期間	記録事項	記録時期	保存期間	表番号変更
1. 在庫変動 1 日付 2 原因 3 MBA名 4 KMP名 5 核燃料物質の種類 6 核燃料物質の供給当事国別管理区分 7 バッチ符号 8 元素重量及び特定核分裂性物質重量 9 物理的、化学的形状等 10 受入れ、若しくは払出し相手のMBA名 11 測定根拠 12 バッチ単位体数	イ 受入れ時 ロ 払出し時 ハ 区分変更時 ニ 事故損失時 事故増加時 ホ 混合 (必要に応じ)	10年	1. 在庫変動 1 日付 2 原因 3 MBA名 4 KMP名 5 核燃料物質の種類 6 核燃料物質の供給当事国別管理区分 7 バッチ符号 8 元素重量及び特定核分裂性物質重量 9 物理的、化学的形状等 10 受入れ、若しくは払出し相手のMBA名 11 測定根拠 12 バッチ単位体数	イ 受入れ時 ロ 払出し時 ハ 区分変更時 ニ 事故損失時 事故増加時 ホ 混合 (必要に応じ)	10年	
2. 在庫 1 日付 2 MBA名 3 KMP名 4 核燃料物質の種類 5 核燃料物質の供給当事国別管理区分 6 バッチ符号 7 元素重量及び特定核分裂性物質重量 8 物理的、化学的形状等 9 測定根拠 10 バッチ単位体数	棚卸し時	10年	2. 在庫 1 日付 2 MBA名 3 KMP名 4 核燃料物質の種類 5 核燃料物質の供給当事国別管理区分 6 バッチ符号 7 元素重量及び特定核分裂性物質重量 8 物理的、化学的形状等 9 測定根拠 10 バッチ単位体数	棚卸し時	10年	
3. リバッチング 1 日付 2 原因 3 変更前後のバッチ符号 4 MBA名 5 KMP名 6 核燃料物質の種類 7 核燃料物質の供給当事国別管理区分 8 元素重量及び特定核分裂性物質重量 9 物理的、化学的形状等 10 測定根拠 11 バッチ単位体数	リバッチングの都度	10年	3. リバッチング 1 日付 2 原因 3 変更前後のバッチ符号 4 MBA名 5 KMP名 6 核燃料物質の種類 7 核燃料物質の供給当事国別管理区分 8 元素重量及び特定核分裂性物質重量 9 物理的、化学的形状等 10 測定根拠 11 バッチ単位体数	リバッチングの都度	10年	
4. 核燃料物質収支 1 日付 2 原因 3 MBA名 4 核燃料物質の種類 5 元素重量及び特定核分裂性物質重量	棚卸し時	10年	4. 核燃料物質収支 1 日付 2 原因 3 MBA名 4 核燃料物質の種類 5 元素重量及び特定核分裂性物質重量	棚卸し時	10年	



変更前				変更後				理由
<b>第8表</b> 作業記録の記録事項及びその時期				<b>第7表</b> 作業記録の記録事項及びその時期				表番号変更
記録事項		記録時期	保存期間	記録事項		記録時期	保存期間	
種類	内容			種類	内容			
1. 核燃料物質の加工数量	1 燃料要素中の核燃料物質の種類別の量	被覆完了の都度	10年	1. 核燃料物質の加工数量	1 燃料要素中の核燃料物質の種類別の量	被覆完了の都度	10年	
	2 燃料集合体中の核燃料物質の種類別量	組立て完了の都度	10年		2 燃料集合体中の核燃料物質の種類別量	組立て完了の都度	10年	
	3 燃料集合体の数及び量	毎月1回	10年		3 燃料集合体の数及び量	毎月1回	10年	
2. 測定及び校正のデータ等	1 計量機器の点検結果及び校正記録	点検及び校正の都度	10年	2. 測定及び校正のデータ等	1 計量機器の点検結果及び校正記録	点検及び校正の都度	10年	
	2 試料採取方法及び点検	その都度	10年		2 試料採取方法及び点検	その都度	10年	
	3 偶然誤差及び系統誤差の解析の結果	解析の都度	10年		3 偶然誤差及び系統誤差の解析の結果	解析の都度	10年	
3. 実在庫調査の計画及び実施に当たってとられる一連の措置の記録	すべての実在庫 KMP について、実施日、実施活動の説明及びバッチデータの箇条リストを含む得られた結果	その都度	10年	3. 実在庫調査の計画及び実施に当たってとられる一連の措置の記録	すべての実在庫 KMP について、実施日、実施活動の説明及びバッチデータの箇条リストを含む得られた結果	その都度	10年	
4. 事故損失の記録	日付、内容、失われた核燃料物質の量及び取られた措置	発生の都度	10年	4. 事故損失の記録	日付、内容、失われた核燃料物質の量及び取られた措置	発生の都度	10年	

変更前				変更後				理由
第9表 報告事項及び時期等				第8表 報告事項及び時期等				表番号変更  字句修正  字句修正  字句修正  字句修正
No	報告書名	提出期間	報告概要	No	報告書名	提出期間	報告概要	
1	核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書(ICR)	在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日及びリバッチングを行った日の属する月の末日から15日以内	在庫変動(受入れ及び払出しの量等)、受払間差異及びバッチ変換についてMBA毎に報告	1	核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書(ICR)	在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日及びリバッチングを行った日の属する月の末日から15日以内	在庫変動(受入れ及び払出しの量等)、受払間差異及びバッチ変換についてMBA毎に報告	
2	核燃料物質実在庫量明細報告書(PIL)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	KMP別の実在庫量等について報告	2	核燃料物質実在庫量明細報告書(PIL)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	KMP別の実在庫量等について報告	
3	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(OCR1)	ICRに対する報告の場合は、当該月の末日から1ヶ月以内	ICR対応で供給当事国毎の数量等について報告	3	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(OCR1)	ICRに対する報告の場合は、当該月の末日から1か月以内	ICR対応で供給当事国毎の数量等について報告	
4	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(OCR2)	月毎の集計を当該月の末日から1ヶ月以内	混合により供給当事国毎の元素重量に偏りが生じた場合、月毎に報告	4	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(OCR2)	月毎の集計を当該月の末日から1か月以内	混合により供給当事国毎の元素重量に偏りが生じた場合、月毎に報告	
5	核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(OCR4)	PILに対する報告の場合は、実在庫量の確認を終了した日から1ヶ月以内	供給当事国ごとの数量等について報告	5	核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(OCR4)	PILに対する報告の場合は、実在庫量の確認を終了した日から1か月以内	供給当事国ごとの数量等について報告	
6	核燃料物質収支報告書(MBR)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支について報告	6	核燃料物質収支報告書(MBR)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支について報告	
7	核燃料物質受払計画等報告書	対象期間1月から6月までについては、11月30日迄 対象期間7月から12月までについては、5月31日迄	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	7	核燃料物質受払計画等報告書	対象期間1月から6月までについては、11月30日迄 対象期間7月から12月までについては、5月31日迄	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	
8	核燃料物質受払計画等変更報告書	前月25日迄	既に提出した上記報告書の記載内容に変更が生じたときは、その内容について報告	8	核燃料物質受払計画等変更報告書	前月25日迄	既に提出した上記報告書の記載内容に変更が生じたときは、その内容について報告	
9	核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書	輸出にあつては梱包の1ヶ月前、輸入にあつては開梱の1ヶ月前又は施設到着の日の2週間前のいずれか早い時期	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に相手国名及び予定数量等について報告	9	核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書	輸出にあつては梱包の1か月前、輸入にあつては開梱の1か月前又は施設到着の日の2週間前のいずれか早い時期	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に相手国名及び予定数量等について報告	
10	施設操業計画報告書	対象期間1月から6月までについては、10月31日迄 対象期間7月から12月までについては、4月30日迄	施設の操業に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	10	施設操業計画報告書	対象期間1月から6月までについては、10月31日迄 対象期間7月から12月までについては、4月30日迄	施設の操業に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	
11	国際規制物資使用届	使用の都度あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について報告	11	国際規制物資使用届	使用の都度あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について報告	
12	事故損失	遅滞なく	状況、原因、措置(再発防止含む)	12	事故損失	遅滞なく	状況、原因、措置(再発防止含む)	
				13	サイト内建物報告書	翌年の1月31日まで	毎年12月31日におけるサイト内に存在する全ての建物について報告	13 サイト内建物報告書を追記

変更前		変更後		理由
<b>第10表</b> 設計情報に関する内容のうち変更に伴って事前に報告すべき項目		<b>第9表</b> 設計情報に関する内容のうち変更に伴って事前に報告すべき項目		表番号変更
	変更内容		変更内容	
1	施設の目的及び種類の変更	1	施設の目的及び種類の変更	
2	施設の配置の変更	2	施設の配置の変更	
3	軽水炉用燃料の年間加工数量より30%以上の増加	3	軽水炉用燃料の年間加工数量より30%以上の増加	
4	高濃縮ウラン燃料の在庫量が有意量を越える増加 (*)	4	高濃縮ウラン燃料の在庫量が有意量を越える増加 (*)	
5	主要測定点(KMP)における新しい、物理的・化学的形状の採用	5	主要測定点(KMP)における新しい、物理的・化学的形状の採用	
6	軽水炉用燃料加工工程で5%以上の濃縮ウランを使用するとき	6	軽水炉用燃料加工工程で5%以上の濃縮ウランを使用するとき	
7	転換工程で高濃縮ウランを使用するとき (*)	7	転換工程で高濃縮ウランを使用するとき (*)	
8	研究開発施設で高濃縮ウランを使用するとき (*)	8	研究開発施設で高濃縮ウランを使用するとき (*)	
9	主要測定点(KMP)における測定精度の2倍以上の劣化	9	主要測定点(KMP)における測定精度の2倍以上の劣化	
10	主要測定点(KMP)における計量機器の校正頻度の減少	10	主要測定点(KMP)における計量機器の校正頻度の減少	
11	計量管理のための新しい分析方法の採用	11	計量管理のための新しい分析方法の採用	
12	計量管理の目的に対し不適切な主要測定点(KMP)の変更	12	計量管理の目的に対し不適切な主要測定点(KMP)の変更	
13	計量管理の目的に影響するような棚卸し手続きの変更	13	計量管理の目的に影響するような棚卸し手続きの変更	
14	SRD、帳簿在庫及びMUFの誤差限界を求めるための統計的評価方法の変更	14	SRD、帳簿在庫及びMUFの誤差限界を求めるための統計的評価方法の変更	
15	廃棄物の取扱の変更	15	廃棄物の取扱の変更	
16	査察業務に影響するような安全規定の変更	16	査察業務に影響するような安全規定の変更	
17	査察業務に影響するような計量管理制度の変更	17	査察業務に影響するような計量管理制度の変更	
18	一時又は永久停止に関連した情報	18	一時又は永久停止に関連した情報	
(*) 当事業所には適用されない		(*) 当事業所には適用されない		
-41-		-39-		

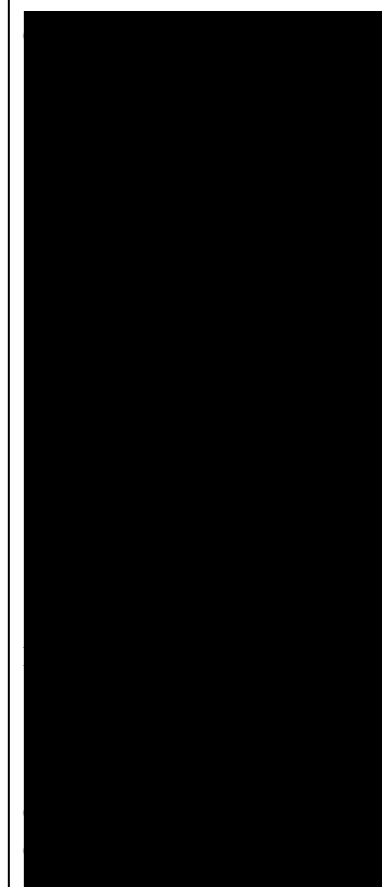
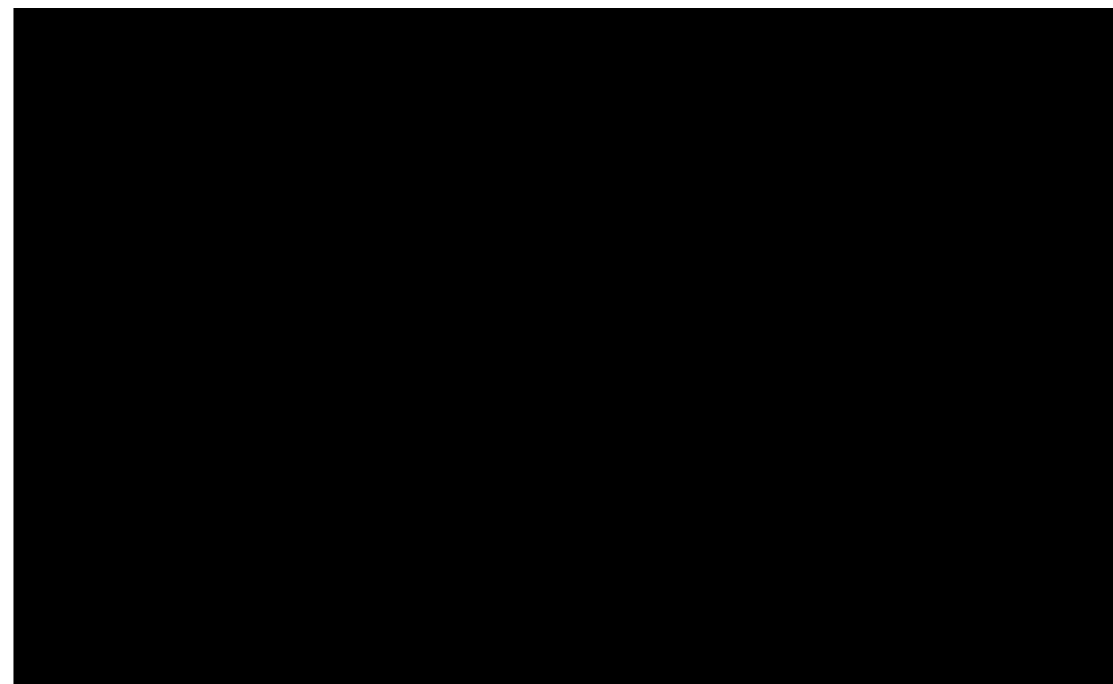
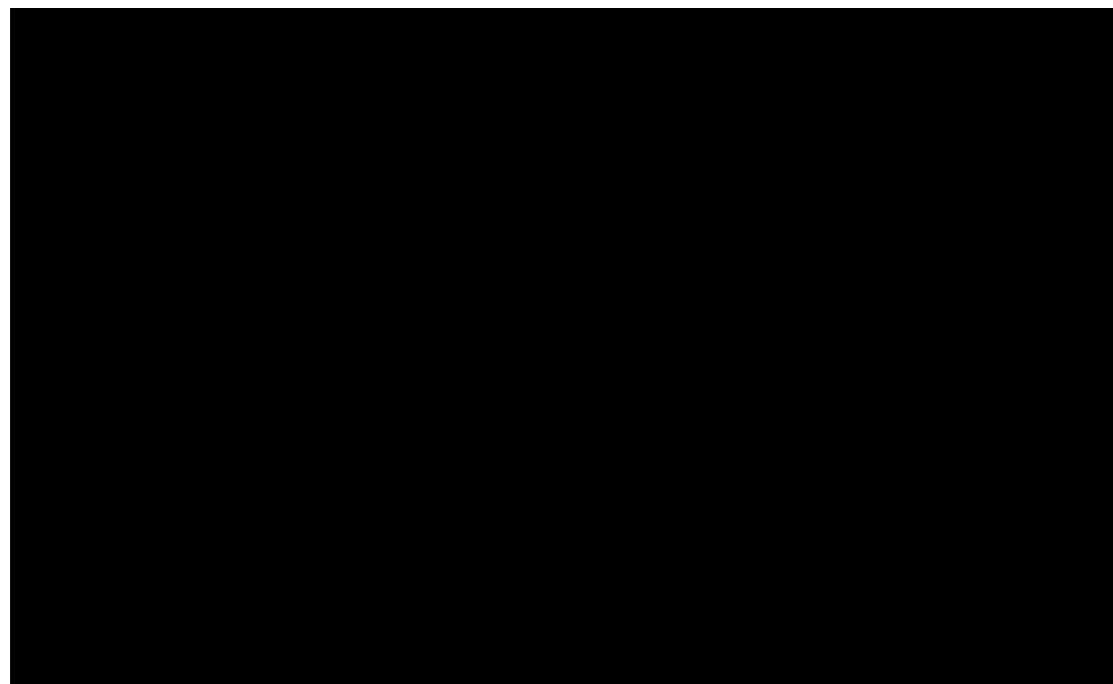
変更前	変更後	理由
 <p>変更前の組織図は、社長の下に計量管理総括者が設置されている。計量管理総括者は東海工場長と安全・品質保証部長の両方に報告している。東海工場長は輸送・サービス部長、製造部長、生産管理部長の3名を管理している。製造部長は輸送課長、ジルカロイ管製造課長、環境保全課長、組立課長、成形課長、転換課長の6名を管理している。生産管理部長は核物質管理課長（計量管理責任者）を管理している。安全・品質保証部長は安全管理課長と品質管理課長を管理している。</p> <p>第1図 計量管理組織図</p>	 <p>変更後の組織図は、社長の下に計量管理総括者（担当執行役員）が設置されている。計量管理総括者は東海工場長と安全・品質保証部長の両方に報告している。東海工場長は輸送・サービス部長と製造部長の2名を管理している。製造部長はジルカロイ管製造課長、環境保全課長、組立課長、成形課長、転換課長の5名を管理している。安全・品質保証部長は安全管理課長と品質管理課長を管理している。計量管理総括者は計量管理副総括者（生産管理部長）を管理している。計量管理副総括者は核物質管理課長（計量管理責任者）を管理している。</p> <p>第1図 計量管理組織図</p>	<p>計量管理組織を適正化し、計量管理総括者を明確化した他、新たに計量管理副総括者を配置</p>

変更前	変更後	理由																								
<div style="text-align: center;"> </div> <table border="1" data-bbox="394 653 1115 1276"> <thead> <tr> <th>FKMP 符号</th> <th>在庫変動の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>輸 入 国内受入れ 受払間差異</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>輸 出 国内払出し</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>測定済廃棄 保管廃棄 保管廃棄再生 事故損失/事故増加</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>輸 入 (少量の核燃料物質) 輸 出 (少量の核燃料物質) 国内受入れ (少量の核燃料物質) 国内払出し (少量の核燃料物質)</td> </tr> <tr> <td>*</td> <td>区分変更 リバッチング</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2 図 加工施設における FKMP</p>	FKMP 符号	在庫変動の種類	1	輸 入 国内受入れ 受払間差異	2	輸 出 国内払出し	3	測定済廃棄 保管廃棄 保管廃棄再生 事故損失/事故増加	4	輸 入 (少量の核燃料物質) 輸 出 (少量の核燃料物質) 国内受入れ (少量の核燃料物質) 国内払出し (少量の核燃料物質)	*	区分変更 リバッチング	<div style="text-align: center;"> </div> <table border="1" data-bbox="1552 653 2273 1276"> <thead> <tr> <th>FKMP 符号</th> <th>在庫変動の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>輸 入 国内受入れ 受払間差異</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>輸 出 国内払出し</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>測定済廃棄 保管廃棄 保管廃棄再生 事故損失/事故増加</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>輸 入 (少量の核燃料物質) 輸 出 (少量の核燃料物質) 国内受入れ (少量の核燃料物質) 国内払出し (少量の核燃料物質)</td> </tr> <tr> <td>*</td> <td>区分変更 リバッチング</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2 図 加工施設における FKMP</p>	FKMP 符号	在庫変動の種類	1	輸 入 国内受入れ 受払間差異	2	輸 出 国内払出し	3	測定済廃棄 保管廃棄 保管廃棄再生 事故損失/事故増加	4	輸 入 (少量の核燃料物質) 輸 出 (少量の核燃料物質) 国内受入れ (少量の核燃料物質) 国内払出し (少量の核燃料物質)	*	区分変更 リバッチング	
FKMP 符号	在庫変動の種類																									
1	輸 入 国内受入れ 受払間差異																									
2	輸 出 国内払出し																									
3	測定済廃棄 保管廃棄 保管廃棄再生 事故損失/事故増加																									
4	輸 入 (少量の核燃料物質) 輸 出 (少量の核燃料物質) 国内受入れ (少量の核燃料物質) 国内払出し (少量の核燃料物質)																									
*	区分変更 リバッチング																									
FKMP 符号	在庫変動の種類																									
1	輸 入 国内受入れ 受払間差異																									
2	輸 出 国内払出し																									
3	測定済廃棄 保管廃棄 保管廃棄再生 事故損失/事故増加																									
4	輸 入 (少量の核燃料物質) 輸 出 (少量の核燃料物質) 国内受入れ (少量の核燃料物質) 国内払出し (少量の核燃料物質)																									
*	区分変更 リバッチング																									
-43-	-41-																									

変更前

変更後

理由



IKMP 符号	説 明
A	
B	
C	
D	
E	
F	
G	
H	
I	
J	
K	
L	

IKMP 符号	説 明
A	
B	
C	
D	
E	
F	
G	
H	
I	
J	
K	
L	

第 3 図 加工施設における IKMP

第 3 図 加工施設における IKMP

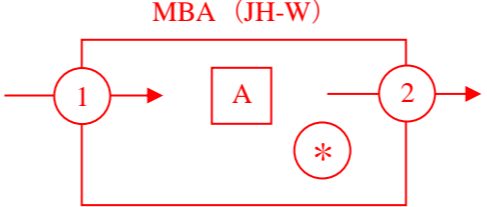
変更前	変更後	理由
<p data-bbox="409 667 1023 709">第3編 使用施設における計量管理規定</p>	<p data-bbox="1567 667 2181 709">第3編 使用施設における計量管理規定</p>	



変更前	変更後	理由																																																				
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">使用施設における計量管理規定</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第 1 条 目 的 -----</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>第 2 条 適用範囲 -----</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>第 3 条 定 義 -----</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>第 4 条 規定の遵守等 -----</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>第 5 条 計量管理総括者及び責任者 -----</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>第 6 条 組織及び職務 -----</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>第 7 条 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 -----</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>第 8 条 主要測定点の設定及びその符号 -----</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>第 9 条 計量管理の原則 -----</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>第 10 条 バッチの区分方法及びその符号等 -----</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>第 11 条 供給当事国別管理 -----</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>第 12 条 受入れ手続 -----</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>第 13 条 払出し手続 -----</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>第 14 条 廃棄の手続 -----</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>第 15 条 保管廃棄再生の手続 -----</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>第 16 条 混合及び区分変更の手続 -----</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>第 17 条 事故損失又は増加の手続 -----</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>第 18 条 リバッチングの手続 -----</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>第 19 条 実在庫量の確認 -----</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>第 20 条 測定の方法及び測定機器の管理 -----</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>第 21 条 核燃料物質の記録及びその保管 -----</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>第 22 条 供給当事国別管理報告の選択 -----</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>第 23 条 報 告 等 -----</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>第 24 条 国際約束の履行 -----</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>第 25 条 連 絡 -----</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">目-1</p>		頁	第 1 条 目 的 -----	1	第 2 条 適用範囲 -----	1	第 3 条 定 義 -----	1	第 4 条 規定の遵守等 -----	1	第 5 条 計量管理総括者及び責任者 -----	1	第 6 条 組織及び職務 -----	1	第 7 条 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 -----	2	第 8 条 主要測定点の設定及びその符号 -----	3	第 9 条 計量管理の原則 -----	3	第 10 条 バッチの区分方法及びその符号等 -----	3	第 11 条 供給当事国別管理 -----	3	第 12 条 受入れ手続 -----	4	第 13 条 払出し手続 -----	4	第 14 条 廃棄の手続 -----	4	第 15 条 保管廃棄再生の手続 -----	4	第 16 条 混合及び区分変更の手続 -----	5	第 17 条 事故損失又は増加の手続 -----	5	第 18 条 リバッチングの手続 -----	5	第 19 条 実在庫量の確認 -----	5	第 20 条 測定の方法及び測定機器の管理 -----	5	第 21 条 核燃料物質の記録及びその保管 -----	6	第 22 条 供給当事国別管理報告の選択 -----	6	第 23 条 報 告 等 -----	6	第 24 条 国際約束の履行 -----	6	第 25 条 連 絡 -----	7		<p>目次削除</p>
	頁																																																					
第 1 条 目 的 -----	1																																																					
第 2 条 適用範囲 -----	1																																																					
第 3 条 定 義 -----	1																																																					
第 4 条 規定の遵守等 -----	1																																																					
第 5 条 計量管理総括者及び責任者 -----	1																																																					
第 6 条 組織及び職務 -----	1																																																					
第 7 条 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 -----	2																																																					
第 8 条 主要測定点の設定及びその符号 -----	3																																																					
第 9 条 計量管理の原則 -----	3																																																					
第 10 条 バッチの区分方法及びその符号等 -----	3																																																					
第 11 条 供給当事国別管理 -----	3																																																					
第 12 条 受入れ手続 -----	4																																																					
第 13 条 払出し手続 -----	4																																																					
第 14 条 廃棄の手続 -----	4																																																					
第 15 条 保管廃棄再生の手続 -----	4																																																					
第 16 条 混合及び区分変更の手続 -----	5																																																					
第 17 条 事故損失又は増加の手続 -----	5																																																					
第 18 条 リバッチングの手続 -----	5																																																					
第 19 条 実在庫量の確認 -----	5																																																					
第 20 条 測定の方法及び測定機器の管理 -----	5																																																					
第 21 条 核燃料物質の記録及びその保管 -----	6																																																					
第 22 条 供給当事国別管理報告の選択 -----	6																																																					
第 23 条 報 告 等 -----	6																																																					
第 24 条 国際約束の履行 -----	6																																																					
第 25 条 連 絡 -----	7																																																					

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第3編 使用施設における計量管理規定</p> <p><u>(目的)</u>  <b>第1条</b> 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法律」という。)第61条の8第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第4条の2の2の規定に基づいて、三菱原子燃料株式会社(以下「使用施設」という。)における国際規制物資の計量及び管理(以下「計量管理」という。)に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保し、併せて、国際約束に基づく保障措置の適用、その他の規制の円滑な運用に資することとする。</p> <p><u>(適用範囲)</u>  <b>第2条</b> 本規定は、使用施設が法律第52条の第1項の許可を受けた使用の目的に使用する場合における国際規制物資(核燃料物質に限る。以下同じ。)の計量管理について適用する。</p> <p><u>(定義)</u>  <b>第3条</b> 本規定において用いる用語の定義については、第1表に掲げる通りとする。</p> <p><u>(規定の遵守等)</u>  <b>第4条</b> 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる者並びに適切な計量管理を実施する上で必要と認められる者は、この規定を遵守するものとする。</p> <p><u>(計量管理総括者及び責任者)</u>  <b>第5条</b> 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、使用施設に計量管理総括者と計量管理責任者をおく。  2. 社長は、計量管理に関する組織及び職務を定める。  3. 社長は、役員の中から計量管理総括者を任命する。又、計量管理責任者は生産管理部核物質管理課長とする。</p> <p><u>(組織及び職務)</u>  <b>第6条</b> 使用施設の計量管理に関する業務を適切に行うための管理組織及び職務は、次の各号に定める通りとする。  1 社長  社長は、第1条に示す目的を達成するために、適切な組織及び職務を定める。  2 計量管理総括者  計量管理総括者は、使用施設における核燃料物質の計量管理に関する業務を総括するとともに、東海工場長、安全・品質保証部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。</p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p style="text-align: center;">第3編 使用施設における計量管理規定</p> <p><u>(適用範囲)</u>  <b>第1条</b> 本規定は、使用施設が法律第52条の第1項の許可を受けた使用の目的に使用する場合における国際規制物資(核燃料物質に限る。以下同じ。)の計量管理について適用する。</p> <p><u>(計量管理総括者、計量管理副総括者及び計量管理責任者)</u>  <b>第2条</b> 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、使用施設に計量管理総括者、<u>計量管理副総括者及び計量管理責任者</u>をおく。  2. 社長は、役員の中から計量管理総括者を任命する。又、<u>計量管理副総括者は生産管理部長とし、計量管理責任者は生産管理部核物質管理課長とする。</u>  <u>なお、計量管理総括者、計量管理副総括者及び計量管理責任者の代理者は、それぞれの職制上の業務代行者とする。</u></p> <p><u>(組織及び職務)</u>  <b>第3条</b> 使用施設の計量管理に関する業務を適切に行うための管理組織及び職務は、次の各号に定める通りとする。  1 社長  社長は、<u>総則</u>第1条に示す目的を達成するために、適切な組織及び職務を定める。  2 <u>計量管理総括者(担当執行役員)</u>  計量管理総括者は、使用施設における核燃料物質の計量管理に関する業務を総括するとともに、東海工場長、安全・品質保証部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。  3 <u>計量管理副総括者(生産管理部長)</u>  <u>計量管理副総括者は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を指導・管理する。</u></p> <p style="text-align: center;">-1-</p>	<p>(目的)を削除</p> <p>条番号変更</p> <p>(定義)を削除</p> <p>(規定の遵守等)を削除</p> <p>条名称変更  条番号変更  計量管理副総括者を追記</p> <p>記載適正化</p> <p>各々の代理者について追記</p> <p>条番号変更</p> <p>記載適正化  (担当執行役員)を追記</p> <p>計量管理副総括者を追記</p> <p>以降、記載順変更</p>

変更前	変更後	理由
<p>3 東海工場長 東海工場長は、計量管理総括者を補佐し、製造部長 <u>及び生産管理部長</u>の所管する計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>4 製造部長 製造部長は、<u>燃料ペレット及び燃料棒の試作・作製等、核燃料物質及び放射性固体廃棄物の保管に伴う</u>計量管理の業務を指導・管理する。</p> <p>5 <u>生産管理部長</u> <u>生産管理部長は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を指導・管理する。</u></p> <p>6 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長は、計量管理総括者を補佐し、<u>排気・排水中の核燃料物質質量測定作業、秤量器の維持・管理、核燃料物質の分析作業に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を指導・管理する。</p> <p>7 成形課長 成形課長は、<u>燃料ペレットの試作・作製等及び核燃料物質の保管に伴う</u>計量管理の業務を管理する。</p> <p>8 組立課長 組立課長は、<u>燃料棒の試作・作製等及び核燃料物質の保管に伴う</u>計量管理の業務を管理する。</p> <p>9 環境保全課長 環境保全課長は、<u>放射性固体廃棄物の保管に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</p> <p>10 <u>核物質管理課長</u> <u>核物質管理課長は、計量管理責任者として、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を行う。</u></p> <p>11 安全管理課長 安全管理課長は、<u>排気・排水中の核燃料物質質量測定作業に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</p> <p>12 品質管理課長 品質管理課長は、<u>秤量器の維持・管理、核燃料物質の分析作業に伴う</u>核燃料物質の計量管理の業務を管理する。</p> <p>(核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号) <u>第7条</u> 使用施設に、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。 2. 設定するMBAは、<u>燃料加工試験棟及び分析室</u>の区域とし、その符号はJH-Wとする。</p>	<p>4 <u>計量管理責任者(核物質管理課長)</u> <u>計量管理責任者は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を行う。</u></p> <p>5 東海工場長 東海工場長は、計量管理総括者を補佐し、製造部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>6 製造部長 製造部長は、<u>成形課、組立課及び環境保全課の所管する核燃料物質の</u>計量管理の業務を指導・管理する。</p> <p>7 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長は、計量管理総括者を補佐し、<u>安全管理課及び品質管理課の所管する</u>核燃料物質の計量管理の業務を指導・管理する。</p> <p>8 成形課長 成形課長は、<u>成形課の所管する業務に係る核燃料物質の</u>計量管理の業務を行う。</p> <p>9 組立課長 組立課長は、<u>組立課の所管する業務に係る核燃料物質の</u>計量管理の業務を行う。</p> <p>10 環境保全課長 環境保全課長は、<u>環境保全課の所管する業務に係る</u>核燃料物質の計量管理の業務を行う。</p> <p>11 安全管理課長 安全管理課長は、<u>安全管理課の所管する業務に係る</u>核燃料物質の計量管理の業務を行う。</p> <p>12 品質管理課長 品質管理課長は、<u>品質管理課の所管する業務に係る</u>核燃料物質の計量管理の業務を行う。</p> <p>(核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号) <u>第4条</u> 使用施設に、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。 2. 設定するMBAは、<u>使用施設内(加工施設内の分析室を含む)</u>の区域とし、その符号はJH-Wとする。</p>	<p>計量管理責任者の明確化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>条番号変更 記載適正化</p>

変更前	変更後	理由																					
<p>(主要測定点の設定及びその符号)  <b>第8条</b> 使用施設のMBA内における箇所であって、当該MBAに係る核燃料物質の計量管理を適切に行うために主要測定点(以下「KMP」という。)を設定する。  2. 設定する<b>KMP</b>及びその符号は次表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="388 394 1092 569"> <thead> <tr> <th>KMPの説明</th> <th>KMPの符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入れ、又は再生、又は事故増加</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>払出し、又は廃棄、又は事故損失</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>在庫</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>(計量管理の原則)  <b>第9条</b> 計量管理は、MBAを単位として行い、帳簿による管理及び各KMPに行う員数勘定、測定等による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。  2. 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱単位は、原則として各KMPにおいてバッチ毎に取扱い、各バッチに区分された核燃料物質は、元素重量及び特定核分裂性物質を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。</p> <p>(バッチの区分方法及びその符号等)  <b>第10条</b> 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、次の各号に従うものとする。  1 核燃料物質を受入れる場合は、払出者側のバッチの符号を使用するものとする。  2 バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は8桁以内とする。  3 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。</p> <p>2. 前項におけるバッチの区分及び構成は<b>第2表</b>に定める通りとし、バッチ毎の核燃料物質の物理的、化学的状態等の状態を表す略号は<b>第3表</b>によるものとする。</p> <p>(供給当事国別管理)  <b>第11条</b> 使用施設における核燃料物質の計量管理は、<b>第12条</b>から<b>第19条</b>に定める核燃料物質の在庫変動、又は実在庫の確認を実施した場合には、バッチ毎に当該核燃料物質の種類毎の供給当事国別区分を把握して供給当事国別管理を行うものとし、その区分は、次の各号の通りとする。  1 移転に係る供給当事国  2 生産に係る供給当事国  3 使用に係る供給当事国  4 その他の設備等の供給当事国  5 日米協定の新旧の区分</p>	KMPの説明	KMPの符号	受入れ、又は再生、又は事故増加	1	払出し、又は廃棄、又は事故損失	2	在庫	A	<p>(主要測定点の設定及びその符号)  <b>第5条</b> 使用施設のMBA内における箇所であって、当該MBAに係る核燃料物質の計量管理を適切に行うために主要測定点(以下「KMP」という。)を設定する。  2. 設定する<b>KMP</b>及びその符号は次表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="1448 394 2362 583"> <thead> <tr> <th></th> <th>KMPの説明</th> <th>KMPの符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">流れのKMP</td> <td>受入れ、保管廃棄再生、事故増加、受払間差異</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>払出し、測定済廃棄、保管廃棄、事故損失</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区分変更、リバッチング</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>在庫のKMP</td> <td>在庫保管</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(計量管理の原則)  <b>第6条</b> 計量管理は、MBAを単位として行い、帳簿による管理及び各KMPに行う員数勘定、測定等による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。  2. 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱単位は、原則として各KMPにおいてバッチ毎に取扱い、各バッチに区分された核燃料物質は、元素重量及び特定核分裂性物質を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。</p> <p>(バッチの区分方法及びその符号等)  <b>第7条</b> 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、次の各号に従うものとする。  1 核燃料物質を受入れる場合は、払出者側のバッチの符号を使用するものとする。  2 バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は8桁以内とする。  3 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。  4 <u>原則として、一つのバッチは、形状や組成等、同一仕様の核燃料物質から構成されているものとする。</u></p> <p>2. 前項におけるバッチの区分及び構成は<b>第1表</b>に定める通りとし、バッチ毎の核燃料物質の物理的、化学的状態等の状態を表す略号は<b>第2表</b>によるものとする。</p> <p>(供給当事国別管理)  <b>第8条</b> 使用施設における核燃料物質の計量管理は、<b>第9条</b>から<b>第16条</b>に定める核燃料物質の在庫変動、又は実在庫の確認を実施した場合には、バッチ毎に当該核燃料物質の種類毎の供給当事国別区分を把握して供給当事国別管理を行うものとし、その区分は、次の各号の通りとする。  1 移転に係る供給当事国  2 生産に係る供給当事国  3 使用に係る供給当事国  4 その他の設備等の供給当事国  5 日米協定の新旧の区分</p>		KMPの説明	KMPの符号	流れのKMP	受入れ、保管廃棄再生、事故増加、受払間差異	1	払出し、測定済廃棄、保管廃棄、事故損失	2	区分変更、リバッチング	*	在庫のKMP	在庫保管	A	<p>条番号変更  字句修正</p> <p>流れのKMPと在庫のKMPとを区分し、それぞれの説明を明確化  区分変更、リバッチングの符号「*」を追記</p> <p>KMP概念図の追記</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>4.項追記</p> <p>記載適正化</p> <p>条番号変更  記載適正化</p>
KMPの説明	KMPの符号																						
受入れ、又は再生、又は事故増加	1																						
払出し、又は廃棄、又は事故損失	2																						
在庫	A																						
	KMPの説明	KMPの符号																					
流れのKMP	受入れ、保管廃棄再生、事故増加、受払間差異	1																					
	払出し、測定済廃棄、保管廃棄、事故損失	2																					
	区分変更、リバッチング	*																					
在庫のKMP	在庫保管	A																					



変更前	変更後	理由
<p>(受入れ手続)</p> <p><u>第 12 条</u> 核燃料物質を MBA へ受入れる場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れる場合、原則としてこれに立会い、払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等を確認し、計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。</p>	<p>(受入手続)</p> <p><u>第 9 条</u> 計量管理責任者は、使用施設の MBA に核燃料物質を受入れる場合には、その受入れに際し、払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等を確認し、必要により業務所管課が実施した第 17 条に定める測定結果に基づき、当該核燃料物質の確認を行うものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に代えることができるものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れた場合、第 18 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。</p>	<p>字句修正 条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p>
<p>(払出し手続)</p> <p><u>第 13 条</u> 核燃料物質を MBA から払出す場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質を払出す場合、原則としてこれに立会い、当該核燃料物質の払出先、種類及び数量、バッチ符号等について記載した核燃料物質移動通知書を作成し、払出先に通知するとともに、計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、海外への核燃料物質を払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。</p> <p>4. 第 2 項に定める核燃料物質移動通知書には、次の各号を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 払出先の事業者名、所在地</li> <li>2 受入責任者名</li> <li>3 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分</li> </ol>	<p>(払出手続)</p> <p><u>第 10 条</u> 業務所管課は、使用施設の MBA から核燃料物質を払出す場合には、その払い出しに先立ち、必要により第 17 条に定める測定を実施した上で、当該核燃料物質の確認結果を計量管理責任者に報告するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質の払い出しに際し、当該核燃料物質に関する記録に基づき、払出先、払出す核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等について記載した核燃料物質移動通知書を作成の上、当該核燃料物質を払出し、核燃料物質移動通知書を払出先に通知するものとする。</p> <p>3. 前項の場合で、海外への核燃料物質の払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に代えることができるものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合、第 18 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>5. 第 2 項に定める核燃料物質移動通知書には、次の各号を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 払出先の事業者名、所在地</li> <li>2 受入責任者名</li> <li>3 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分</li> </ol>	<p>字句修正 条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>
<p>(廃棄の手続)</p> <p><u>第 14 条</u> 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合、原則としてこれに立会い「測定済廃棄」、又は「保管廃棄」に区分して行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、操業上の損失であって、原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄され、測定、又は測定に基づき推定された数量の核燃料物質を「測定済廃棄」として廃棄し、並びに、回収不可能と考えられ、当該 MBA で保管され、且つその MBA の在庫から削除されるのが適当とみなされ、測定により確認された数量の核燃料物質を「保管廃棄」として廃棄するものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、廃棄を行う場合、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、使用施設において、1 ヶ月に 0.01 実効キログラムを越える測定済廃棄物を廃棄しようとする場合は、あらかじめ原子力規制委員会に連絡し、了承を得た後、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(廃棄の手続)</p> <p><u>第 11 条</u> 業務所管課は、操業上の損失であって、原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄される核燃料物質を、測定済廃棄として必要に応じ第 17 条に定める測定に基づき数量を推定した上で、その結果を計量管理責任者に報告し、廃棄するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合、業務所管課の報告に基づき、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行うものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、第 1 項の報告に基づき第 18 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、使用施設において、1 か月に 0.01 実効値を超える核燃料物質を測定済廃棄物として廃棄しようとする場合は、あらかじめ原子力規制委員会に連絡し、その了解を得て必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>条番号変更 保管廃棄に係る規定を削除</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p>(保管廃棄再生の手続)</p> <p><u>第 15 条 計量管理責任者は、当該 MBA に保管廃棄されている核燃料物質を当該 MBA にて処理(移し替え、減容、分別等)、又は当該 MBA から保管廃棄された核燃料物質を払出す場合には、保管廃棄再生を行うものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、<u>前項で定める保管廃棄再生を行う場合は、原則としてこれに立会い、必要に応じ、第 20 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>(混合及び区分変更の手続)</p> <p><u>第 16 条 計量管理責任者は、供給当事国の異なる核燃料物質、又は日米協定の新旧区分の異なる燃料物質を混合する場合は、原則としてこれに立会い、必要に応じ、第 20 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行うとともに、それぞれの核燃料物質の供給当事国の特定核分裂性物質の重量の比に応じて、混合された核燃料物質の供給当事国を配分して管理するものとし、計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、混合された核燃料物質の区分を変更した場合には、これを在庫変動として扱い、<u>計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。</u></p>	<p>(保管廃棄及び保管廃棄再生の手続)</p> <p><u>第 12 条 業務所管課は、当面回収不能と考えられ、かつ、その MBA の在庫から削除されるのが適当とみなされる核燃料物質を、第 17 条に定める測定により数量を確認した上で保管廃棄として当該 MBA で保管し、その結果を計量管理責任者に報告するものとする。</u></p> <p>2. <u>業務所管課は、当該 MBA に保管廃棄されている核燃料物質を使用、処理又は当該 MBA より払い出す場合には、保管廃棄再生を行い、その結果を計量管理責任者に報告するものとする。</u></p> <p>3. <u>計量管理責任者は、第 1 項に定める保管廃棄を行う場合、業務所管課の報告に基づき、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、在庫情報から削除するとともに、第 18 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>4. <u>計量管理責任者は、第 2 項に定める保管廃棄再生を行う場合、前項に定める記録に基づき、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、第 18 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>(混合及び区分変更の手続)</p> <p><u>第 13 条 業務所管課は、供給当事国の異なる核燃料物質、又は日米協定の新旧区分の異なる燃料物質を混合する場合は、必要に応じ第 17 条に定める測定を実施し、その結果を計量管理責任者に報告するものとする。</u></p> <p>2. <u>計量管理責任者は、核燃料物質の混合を行った場合には、業務所管課の報告に基づき、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行うとともに、それぞれの核燃料物質の供給当事国の特定核分裂性物質の重量の比に応じて、混合された核燃料物質の供給当事国を配分して管理するものとし、第 18 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。</u></p> <p>3. 計量管理責任者は、混合された核燃料物質の区分を変更した場合には、これを在庫変動として扱い、<u>第 18 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。</u></p>	<p>条名称変更 条番号変更 保管廃棄に係る規定を追記</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p>

変更前	変更後	理由
<p>(事故損失又は増加の手続)</p> <p><b>第 17 条</b> 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失、又は増加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、これを事故損失、又は事故増加とし、遅滞なくその原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認し、計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項に定める事故損失、又は事故増加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、速やかに原子力規制委員会へ報告するものとする。</p> <p>(リバッチングの手続)</p> <p><b>第 18 条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組み替える必要が有る場合は、原則としてこれに立会い、バッチの名称の変更、分割及び併合等のバッチの再編成を確認するとともに、必要に応じ、第 20 条に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>(実在庫量の確認)</p> <p><b>第 19 条</b> 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。</p> <p>2. 前項に定める棚卸しは、約 12 ヶ月に 1 度行うものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは棚卸し実施予定日、バッチ数、単位体数、在庫量等を記載した計画書を作成し、棚卸しを実施しようとする日の少なくとも 1 ヶ月前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量及び不明物質(以下「MUF」という。)を確定するものとする。</p> <p>5. 計量管理責任者は、前項により確定した実在庫量及び MUF について、評価及び解析を行うものとする。</p> <p>6. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果については、実在庫量を在庫記録に記録し、核燃料物質の収支計算をそれぞれの核燃料物質毎に物質収支記録に記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>(測定の方法及び測定機器の管理)</p> <p><b>第 20 条</b> 計量管理責任者は、各 KMP において第 2 表に定める測定を実施するものとする。尚、直接測定ができない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができるものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、測定機器の精度を一定に維持、管理するために、必要な校正を定期的実施するものとする。</p>	<p>(事故損失又は増加の手続)</p> <p><b>第 14 条</b> 業務所管課は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の事故損失、又は増加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、直ちにその原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認し、計量管理責任者に報告するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項に定める核燃料物質の事故損失又は増加(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、計量管理総括者並びに計量管理副総括者に報告するとともに、すみやかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、前項に定める事故損失、又は事故増加が発生した場合、第 18 条に定める必要な記録を作成し、事故損失については第 20 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>(リバッチングの手続)</p> <p><b>第 15 条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組み代える必要が有る場合は、バッチの名称の変更、分割及び併合等のバッチの再編成を確認するとともに、必要に応じ業務所管課による第 17 条に定める測定結果を確認した上で、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、第 18 条に定める計量管理に係る必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>(実在庫量の確認)</p> <p><b>第 16 条</b> 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。</p> <p>2. 前項に定める棚卸しは、約 12 か月に 1 度行うものとする。</p> <p>3. 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは棚卸し実施予定日、バッチ数、単位体数、在庫量等を記載した計画書を作成し、計量管理総括者並びに計量管理副総括者に説明の上、棚卸しを実施しようとする日の少なくとも 1 か月前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。</p> <p>4. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量及び在庫差(以下「MUF」という。)を確定するものとする。</p> <p>5. 計量管理責任者は、前項により確定した実在庫量及び MUF について、評価及び解析を行うものとする。</p> <p>6. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果について計量管理総括者並びに計量管理副総括者に報告するとともに、第 18 条の定めにより実在庫量を在庫記録に記録し、核燃料物質の収支計算をそれぞれの核燃料物質毎に物質収支記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。</p> <p>(測定の方法及び測定機器の管理)</p> <p><b>第 17 条</b> 業務所管課は、各 KMP において第 1 表に定める測定を実施するものとする。尚、直接測定ができない場合は間接的に推定することができる方法に代えることができるものとする。</p> <p>2. 業務所管課は、測定機器の精度を一定に維持、管理するために、必要な校正を定期的実施するものとする。</p> <p>3. 業務所管課は、前項による校正データ等について、その結果を計量管理責任者へ報告するものとする。</p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>3. 項追記</p> <p>条番号変更 記載適正化</p> <p>条番号変更</p> <p>字句修正</p> <p>記載適正化 字句修正</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>条番号変更 字句修正 記載適正化</p> <p>3. 項追記</p>



変更前	変更後	理由
<p>(核燃料物質の記録及びその保管)</p> <p><b>第21条</b> 計量管理責任者は、供給当事国別管理を含む<b>第12条</b>から<b>第18条</b>までの在庫変動記録及び<b>第19条</b>の在庫記録及び物質収支記録並びに<b>第20条</b>の測定機器校正記録を作成し、10年間保存するものとする。</p> <p>2. 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、次の各号に定める事項を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在庫変動の日付、又は棚卸しの日付</li> <li>2 在庫変動の原因(在庫変動記録のみ記載)</li> <li>3 <b>受入れ</b>、又は<b>払出し</b>事業所名及びMBAの符号(在庫変動記録のみ記載)</li> <li>4 KMPの符号</li> <li>5 バッチの符号</li> <li>6 バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量</li> <li>7 バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的性状等の略号</li> <li>8 供給当事国等の管理区分</li> <li>9 核燃料物質の種類</li> <li>10 核燃料物質の元素毎の重量</li> <li>11 核燃料物質の特定核分裂性物質重量</li> </ol> <p>3. 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は、<b>第2表</b>に定める通りとする。</p>	<p>(核燃料物質の記録及びその保管)</p> <p><b>第18条</b> 計量管理責任者は、供給当事国別管理を含む<b>第9条</b>から<b>第15条</b>までの在庫変動記録及び<b>第16条</b>の在庫記録及び物質収支記録並びに<b>第17条</b>の測定機器校正記録を作成し、10年間保存するものとする。</p> <p>2. 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、次の各号に定める事項を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在庫変動の日付、又は棚卸しの日付</li> <li>2 在庫変動の原因(在庫変動記録のみ記載)</li> <li>3 <b>受入</b>、又は<b>払出</b>事業所名及びMBAの符号(在庫変動記録のみ記載)</li> <li>4 KMPの符号</li> <li>5 バッチの符号</li> <li>6 バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量</li> <li>7 バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的性状等の略号</li> <li>8 供給当事国等の管理区分</li> <li>9 核燃料物質の種類</li> <li>10 核燃料物質の元素毎の重量</li> <li>11 核燃料物質の特定核分裂性物質重量</li> </ol> <p>3. 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は、<b>第1表</b>に定める通りとする。</p>	<p>条番号変更</p> <p>誤字削除</p> <p>字句修正</p> <p>記載適正化</p>
<p>(供給当事国別管理報告の選択)</p> <p><b>第22条</b> 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 1(OCR1)」及び「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 2(OCR2)」を用い、実在庫報告については、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書 1(OCR3)」を用いるものとする。</p>	<p>(供給当事国別管理報告の選択)</p> <p><b>第19条</b> 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 1(OCR1)」及び「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 2(OCR2)」を用い、実在庫報告については、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書 1(OCR3)」を用いるものとする。</p>	<p>条番号変更</p>
<p>(報告等)</p> <p><b>第23条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を含む<b>第12条</b>から<b>第19条</b>までの在庫変動報告及び在庫報告等の報告事項について、定められた時期までに原子力規制委員会へ報告するものとし、その事項並びに時期は、<b>別表第4</b>に定める通りとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項に定める報告を行う場合、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明をすることができる。</p> <p>3. コンサイスノートにより補足説明を行う場合は、第1項に定める各報告書に添付して行うものとする。</p>	<p>(報告等)</p> <p><b>第20条</b> 計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を含む<b>第9条</b>から<b>第16条</b>までの在庫変動報告及び在庫報告等の報告事項について、定められた時期までに原子力規制委員会へ報告するものとし、その事項並びに時期は、<b>第3表</b>に定める通りとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項に定める報告を行う場合、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明をすることができる。</p> <p>3. コンサイスノートにより補足説明を行う場合は、第1項に定める各報告書に添付して行うものとする。</p>	<p>条番号変更</p> <p>記載適正化</p>
<p>(国際約束の履行)</p> <p><b>第24条</b> 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該核燃料物質の供給当事国政府が国際約束に基づき条件を付した場合には、その範囲内で当該核燃料物質の使用等が行われるよう計量管理するものとする。</p>	<p>(国際約束の履行)</p> <p><b>第21条</b> 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該核燃料物質の供給当事国政府が国際約束に基づき条件を付した場合には、その範囲内で当該核燃料物質の使用等が行われるよう計量管理するものとする。</p>	<p>条番号変更</p>

変更前	変更後	理由
<p>(連絡)  <u>第25条</u> 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該核燃料物質の在庫量、又は年間移転量が1実効<u>キログラム</u>を超えないよう計量管理するものとする。</p> <p>2. 計量管理責任者は、前項において、その1実効キログラムを超える必要が生じる場合には、<u>国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡し、了承を得た後、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会に<u>その旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(連絡)  <u>第22条</u> 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該核燃料物質の在庫量、又は年間移転量が1実効<u>値</u>を超えないよう計量管理するものとし、<u>その在庫量又は年間移転量が1実効値を超える必要が生じる場合には、国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡するものとする。</u></p> <p>2. 計量管理責任者は、前項により<u>国際原子力機関の事前同意が得られるまでは、当該核燃料物質の在庫量又は年間移転量が1実効値を超えないよう計量管理するものとする。</u></p> <p>3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会に<u>計量管理規定の変更申請を行うものとする。</u></p> <p>4. <u>計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は事業所の所在地の英語表記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしくは種類に変更がある場合は、変更の30日前までに原子力規制委員会に連絡するものとする。</u></p>	<p>条番号変更 記載適正化</p> <p>記載適正化</p> <p>記載適正化 4.項追記</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第1表 定義 (1)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.「高濃縮ウラン」(略号として「HEU」を用いる。以下本条において括弧内は同義)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、20%以上になるように濃縮されたウランをいう。</li> <li>2.「低濃縮ウラン」(LEU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、天然ウランよりも大きく、20%未満に濃縮されたウランをいう。</li> <li>3.「天然ウラン」(NU)とは、天然に産するウランをいう。 尚、天然ウランどうしの混合以外の方法(濃縮、混合、再処理等)によって得られたウランについては、例え天然ウランの濃縮度と同等の値であっても、天然ウランとはしない。</li> <li>4.「劣化ウラン」(DU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、天然ウランよりも小さいウランをいう。</li> <li>5.「特定核分裂性物質」とは、ウラン 233、ウラン 235、プルトニウム 239、プルトニウム 241 をいう。</li> <li>6.「供給当事国」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第2条第12項に基づき、原子力規制委員会が定める告示に掲げる国際規制物資に関連する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(昭和52年条約第13号)を除く)の締約相手国(国際機関を含む)(同一の国際規制物資が2以上の国際約束に関連する場合の2以上の締約相手国の組合せを含む)をいう。</li> <li>7.「核燃料物質計量管理区域」(MBA)とは、燃料加工試験棟及び分析室内であって、国際約束に基づく保障措置の円滑な適用のため当該区域に係る核燃料物質の計量管理を適切に行うことができる区域をいう。</li> <li>8.「主要測定点」(KMP)とは、MBA内における箇所であって、当該MBAに係る核燃料物質の受払量又は実在庫量の計量を適切に行うことができる箇所をいう。</li> <li>9.「区分変更」とは、ウランの濃縮度が、濃縮、混合及び核的損耗等により、HEU から LEU 又は DU に、LEU から HEU 又は DU に、DU から HEU 又は LEU に、NU から HEU 又は LEU 又は DU に、その区分が変わることをいう。</li> <li>10.「測定済廃棄物」とは、測定され、又は測定に基づいて推定され、且つその後の原子力利用に適さないような態様で廃棄された核燃料物質をいう。</li> <li>11.「保管廃棄物」とは、処理、又は使用上の事故の結果により当分の間、回収不可能であると認められ、且つ貯蔵されることになる核燃料物質をいう。</li> </ol>		<p>第1表 定義(1)削除</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第1表 定義 (2)</u></p> <p>12.「不明物質」(MUF)とは、実在庫量の確認により発生する帳簿在庫量と実在庫量との差をいう。</p> <p>13.「実効キログラム」(EKG)とは、核燃料物質に保障措置を適用するに当たって、その枢要値を反映して使用される特別の単位をいう。</p> <p>イ. プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値。</p> <p>ロ. 濃縮度が 0.01(1%)以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の 2 乗を乗じて得られる数値。</p> <p>ハ. 濃縮度が 0.005 (0.5%)を超え、0.01(1%)未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に 0.0001 を乗じて得られる数値。</p> <p>ニ. 濃縮度が 0.005(0.5%)以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に 0.00005 を乗じて得られる数値。</p> <p>ホ. イからニまでに掲げる物質の 1 又は 2 以上をふくむものにあつては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値。</p> <p>14.「バッチ」とは、計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。</p> <p>15.「ソースデータ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ又は経験則に基づいた関係を導き出すために用いられるデータであつて、核燃料物質を同定し、バッチデータの基礎になるものをいう。</p> <p>ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係及び生成されるプルトニウムと出力との関係を含む。</p> <p>16. 「日米協定」の新旧とは、次の区分による政府間協定の総称をいう。</p> <p>新:1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。</p> <p>旧:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)</p> <p>17. 「年間移転量」とは、施設が公称能力で稼働する場合にその施設から1年間に移転される核燃料物質の量をいう。</p>		<p>第1表 定義(2)削除</p>

変更前					変更後					理由		
第2表 使用施設における核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ					第1表 使用施設における核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ (1)					理由		
KMP	KMP の記述	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法	KMP	KMP の記述	バッチに関する記述			ソースデータ	測定方法
		バッチの定義	単位体の記述					バッチの定義	単位体の記述			
1	受入れ	同一仕様の核燃料物質	容器等	1.同定番号 払出側のデータに基づく 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性物質重量 5.化学的形状	目視確認及び員数勘定等	1	受入れ	<u>一度に受け入れた</u> 同一仕様の核燃料物質	容器等	<u>容器毎に</u> 1.同定番号 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性物質重量 5.化学的、 <u>物理的</u> 形状	目視確認、員数勘定及び <u>払出側のデータ</u>	表番号変更
	保管廃棄再生	同一仕様の <u>保管廃棄を行った</u> 核燃料物質	<u>不 定</u>	<u>1.化合物重量</u> <u>2.元素重量</u> <u>3.特定核分裂性物質重量</u> <u>4.化学的形状</u>	目視確認及び <u>必要に応じて重量測定</u>		保管廃棄再生	<u>保管廃棄を行った</u> 同一仕様の核燃料物質	<u>同 上</u>	<u>同 上</u>	目視確認、 <u>員数勘定及び保管廃棄時のデータ</u>	記載適正化
	事故増加	同一仕様の核燃料物質	同 上	同 上	<u>同 上</u>		事故増加	同一仕様の核燃料物質	同 上	同 上	目視確認、員数勘定及び <u>ラベル等のデータ又は重量測定等</u>	記載適正化
								<u>受払間差異(S/RD)</u>	<u>同 上</u>	容器等	<u>容器毎に</u> <u>1.同定番号</u> <u>2.受入日</u> <u>3.受入時の容器の同定番号</u> <u>4.受入時の払出側データ</u> <u>5.測定した化合物重量</u> <u>6.測定した元素重量</u> <u>7.測定した特定核分裂性物質重量</u> <u>8.測定した化学的形状</u> <u>9.化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量の差異</u>	目視確認、員数勘定及び <u>重量測定等</u>
-11-					-9-							

変更前						変更後						理由
第2表 使用施設における核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ						第1表 使用施設における核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ (2)						
KMP	KMP の記述	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法	KMP	KMP の記述	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法	
		バッチの定義	単位体の記述					バッチの定義	単位体の記述			
2	払出し	同上	容器等	1.同定番号 <u>払出側のデータに基づく</u> 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性物質重量 5. <u>化学的形状</u>	目視確認及び員数勘定等	払出し	<u>一度に払い出した同一仕様の核燃料物質</u>	容器等	<u>容器毎に</u> 1.同定番号 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性物質重量 5. 化学的、 <u>物理的形状</u>	目視確認、員数勘定及び過去のデータ又は重量測定等	表番号変更	
	廃棄	同一仕様の廃棄を行った核燃料物質	不定	1.化合物重量 2.元素重量 3.特定核分裂性物質重量 4. <u>化学的形状</u>	目視確認及び必要に応じて重量測定	測定済廃棄	<u>測定済廃棄を行った同一仕様の核燃料物質</u>	不定	1. <u>同定番号</u> 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性物質重量 5. 化学的、 <u>物理的形状</u>	目視確認、員数勘定及び重量測定等	記載適正化	
	事故損失	同一仕様の核燃料物質	不定	同上	推定等	保管廃棄	<u>保管廃棄を行った同一仕様の核燃料物質</u>	容器等	<u>容器毎に</u> 1.同定番号 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性物質重量 5.化学的、 <u>物理的形状</u>	同上	「保管廃棄」の追記	
												誤記修正
A	在庫保管	KMP:1に同じ	KMP:1に同じ	KMP:1に同じ	KMP:1に同じ	*	区分変更	不定	不定	1.同定番号 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性物質重量 5. 化学的、 <u>物理的形状</u>	目視確認、員数勘定及び重量測定等	KMP*「区分変更」、「リバッチング」の追記
							リバッチング	不定	容器等	同上	同上	
A	在庫保管	KMP:1に同じ	KMP:1に同じ	KMP:1に同じ	KMP:1に同じ		<u>同一仕様の核燃料物質</u>	容器等	<u>容器毎に</u> 1.同定番号 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性物質重量 5. 化学的、 <u>物理的形状</u>	目視確認、員数勘定及び過去のデータ又は重量測定等	記載適正化	



変更前			変更後			理由
<b>第3表</b> 物質記述コード表 (1) 第1種キーワード: 物理的形状			<b>第2表</b> 物質記述コード表 (1) 第1種キーワード: 物理的形状			表番号変更             字句修正  字句修正             誤記修正             字句修正             記載適正化
キーワード	説明	コード	キーワード	説明	コード	
燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル。	B	燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル。	B	
燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート。	D	燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート。	D	
粉末	粉末(非セラミック)。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F	粉末	粉末(非セラミック)。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F	
粉末セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した高熱処理酸化物又は炭化物	G	粉末セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した高熱処理酸化物又は炭化物	G	
形成物グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子。	H	形成物グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子。	H	
セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J	セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J	
被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆、 <b>たとえば</b> 、SiC 被覆を施したセラミック粒子。	K	被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆、 <b>例えば</b> 、SiC 被覆を施したセラミック粒子。	K	
固体その他	上記に指定したもの以外の固体物質 <sup>(1)</sup> <b>たとえば</b> 、インゴット、 <b>ピレット</b> 、押出し成形物、小片。 <b>但し</b> 混合物でないもの <sup>(2)</sup> 。	O (オー)	固体その他	上記に指定したもの以外の固体物質 <sup>(1)</sup> <b>例えば</b> 、インゴット、 <b>ピレット</b> 、押出し成形物、小片。 <b>ただし</b> 混合物でないもの <sup>(2)</sup> 。	O (オー)	
液体	水溶液及び有機性又はその他の液体。	N	液体	水溶液及び有機性又はその他の液体。	N	
残渣スクラップ	生産過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R	残渣スクラップ	生産過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R	
密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線 <b>線源</b>	QS <sup>(3)</sup>	密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線源	QS <sup>(3)</sup>	
廃棄物固体	処分するつもり の固体廃棄物	T	廃棄物固体	処分するつもり の固体廃棄物	T	
廃棄物液体	処分するつもり の液体廃棄物	U	廃棄物液体	処分するつもり の液体廃棄物	U	
小試料小試片	1個のバッチにまとめられた分析用試料又は <b>試片</b> <sup>(4)</sup> 。	V	小試料小試片	1個のバッチにまとめられた分析用試料又は <b>試験片</b> <sup>(4)</sup> 。	V	
(注) (1) UF <sub>6</sub> ( <b>ヘクス</b> )は、この区分に含めなければならない。 (2) 混合固体物質は、それぞれ適当と思われる R、T 又は V の区分に含めなければならない。 (3) 第2種キーワードは使用しない。 (4) 1個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質にかかわらず VOAE、又は VOAM とコード化し、品質管理又は NDA の標本のために1個のバッチとして保存されるものは VOAB とコード化すべきである。			(注) (1) UF <sub>6</sub> ( <b>六価</b> )は、この区分に含めなければならない。 (2) 混合固体物質は、それぞれ適当と思われる R、T 又は V の区分に含めなければならない。 (3) 第2種キーワードは使用しない。 (4) 1個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質にかかわらず VOAE、又は VOAM とコード化し、品質管理又は NDA の標本のために1個のバッチとして保存されるものは VOAB とコード化すべきである。			





変更前			変更後			理由
<b>第3表</b> 物質記述コード表 (3) 第3種キーワード: 封じ込め			<b>第2表</b> 物質記述コード表 (3) 第3種キーワード: 封じ込め			表番号変更
キーワード	説明	コード	キーワード	説明	コード	記載適正化
容器なし	容器に入っていない物質。独立した単位体(クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む) (1)	1	容器なし	容器に入っていない物質。独立した単位体(クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む) (1)	1	
単位燃料	輸送容器又は貯蔵容器に入った個々の単位燃料及び燃料要素	2	単位燃料	輸送容器又は貯蔵容器に入った個々の単位燃料及び燃料要素	2	
フラスコ	照射済燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽フラスコ(キャスク)	3	フラスコ	<del>被</del> 照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフラスコ(キャスク)	3	
炉内	原子炉、炉心(燃料体のみ)	4	炉内	原子炉、炉心(燃料体のみ)	4	
目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク(目盛付)	5	目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク(目盛付)	5	
目盛なしベッセル	同上(目盛なし)、パイプ	6	目盛なしベッセル	同上(目盛なし)、パイプ	6	
トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7	トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7	
鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8	鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8	
容積によって分類される貯蔵用容器 (2)			容積によって分類される貯蔵用容器 (2)			
“コンテナ” 容量範囲	試料びん及び他の小さな容器 < 0.5 ℓ	A	コンテナ 容量容器	試料びん及び他の小さな容器 容積 0.5 リットル未満	A	
	びん、ファイバーパック、缶 0.5 ~ 1 ℓ	E		ビン、ファイバーパック、缶 0.5 リットル ≤ 容積 ≤ 1 リットル	E	
	〃 〃 〃 > 1 ~ 5 ℓ	G		ビン、ファイバーパック、缶 1 リットル < 容積 ≤ 5 リットル	G	
	〃 〃 UF <sub>6</sub> シリンダー > 5 ~ 10 ℓ	H		ビン、ファイバーパック UF <sub>6</sub> シリンダ 5 リットル < 容積 ≤ 10 リットル	H	
	ファイバーパック、缶 > 10 ~ 15 ℓ	J		ファイバーパック、缶 10 リットル < 容積 ≤ 15 リットル	J	
	〃 ドラム缶 > 15 ~ 20 ℓ	K		ファイバーパック、ドラム缶 15 リットル < 容積 ≤ 20 リットル	K	
	ドラム缶 > 20 ~ 50 ℓ	L		ドラム缶 20 リットル < 容積 ≤ 50 リットル	L	
	〃 > 50 ~ 100 ℓ	M		ドラム缶 50 リットル < 容積 ≤ 100 リットル	M	
	〃、樽 > 100 ~ 200 ℓ	N		ドラム缶、樽 100 リットル < 容積 ≤ 200 リットル	N	
	〃 〃 > 200 ~ 500 ℓ	Q		ドラム缶、樽 200 リットル < 容積 ≤ 500 リットル	Q	
	UF <sub>6</sub> シリンダー 2t > 500 ~ 1,000 ℓ	R		UF <sub>6</sub> シリンダ (2t) 500 リットル < 容積 ≤ 1,000 リットル	R	
	〃 10, 14t > 1,000 ~ 5,000 ℓ	U		UF <sub>6</sub> シリンダ (10t, 14t) 1,000 リットル < 容積 ≤ 5,000 リットル	U	
	より大きな容器、例えばタンク車 > 5,000 ℓ	V		より大きな容器 (例えばタンク車) 5,000 リットルを越える容積	V	
	その他の容器	その他の容器		O (オー)	その他の容器	その他の容器
(注) (1) 冷却プールにある容器なしの照射済燃料はこの区分に含める。 (2) 容器の種類は、表示のもののみとする。容積によって更に分類してある。			(注) (1) 冷却プールにある容器なしの照射済燃料はこの区分に含める。 (2) 容器の種類は、表示のもののみとする。更に容積によって分類してある。			記載適正化

変更前				変更後				理由
第3表 物質記述コード表 (4) 第4種キーワード:照射状況/品質				第2表 物質記述コード表 (4) 第4種キーワード:照射状況/品質				
キーワード	説明	コード (1)		キーワード	説明	コード (1)		
		非照射	被照射			非照射	被照射	
燃料のみ - 照射状況				燃料のみ - 照射状況				表番号変更
新燃料	新しい燃料体又は集合体	F		新燃料	新しい燃料体又は集合体	F		
照射済燃料	照射済燃料。再処理前のもの		G	被照射燃料	照射を受けた燃料。再処理前のもの		G	記載適正化
その他の物質 - 品質/照射状況 (2)				その他の物質 - 品質/照射状況 (2)				記載適正化
加工品	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能な加工品(完成した燃料体以外のもの)	A	H	製品	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能である製品(完成した燃料体以外のもの)	A	H	
純粋安定	物理的、化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って生成した均質の物質 (たとえば、製品、中間製品、特定の供給物質)	B	J	純粋安定	物理的、化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って製造した均質の物質 (例えば、生成物、中間生成物、一部の供給物質)	B	J	記載適正化
純粋	上記の物より幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 (3) (たとえば、特定の中間生成物、クリーン・スクラップ及びリサイクル物質。供給物質)	C	K	純粋	幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 (3) (例えば、一部の中間生成物、きれいなスクラップ及びリサイクル物質。供給物質)	C	K	記載適正化
非均質	純度仕様に合致しないが、一般的に類似の組成をもつ非均質物質 (たとえば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L	非均質	純度仕様に合致しないが一般的に類似の組成をもつ非均質物質 (例えば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L	記載適正化
各種組成のもの	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び/又は混合組成の非均質物質 (たとえば、ダーティ・スクラップ、溶出済ハル、廃棄物)	E	M	各種組成の物	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び/又は混合組成の非均質物質 (例えば、汚染スクラップ、裁断破片、廃棄物)	E	M	記載適正化
(注) (1) 照射状況に従って文字を1つだけ選ぶ。 (2) ここでいう照射済物質とは、原子炉中の照射で生じた核分裂性生成物がまだ分離されていない物質をいう。 (3) 溶解槽の溶解液は、照射済物質であることを表す適当なコードを使ってこの区分に含めなければならない。				(注) (1) 照射状況に従って一つの文字のみを選ぶ。 (2) ここでいう被照射物質とは、原子炉中の照射で生じた核分裂性生成物がまだ分離されていない物質をいう。 (3) 溶解槽の溶解液は、被照射物質であることを表す適当なコードを使ってこの区分に含めなければならない。				記載適正化

変更前				変更後				理由
<b>第4表 報告事項及び時期等</b>				<b>第3表 報告事項及び時期等</b>				表番号変更
No	報告書名	提出期間	報告概要	No	報告書名	提出期間	報告概要	
1	核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書(ICR)	在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日及びリバッチングを行った日の属する月の末日から15日以内	在庫変動(受入れ及び払出しの量等)、受払間差異及びバッチ変換についてMBA毎に報告	1	核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書(ICR)	在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日及びリバッチングを行った日の属する月の末日から15日以内	在庫変動(受入れ及び払出しの量等)、受払間差異及びバッチ変換についてMBA毎に報告	
2	核燃料物質実在庫量明細報告書(PIL)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	KMP別の実在庫量等について報告	2	核燃料物質実在庫量明細報告書(PIL)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	KMP別の実在庫量等について報告	
3	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(OCR1)	ICRに対する報告の場合は、当該月の末日から1ヶ月以内	ICRのエントリー対応でバッチ毎に供給当事国毎の数値等について報告	3	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(OCR1)	ICRに対する報告の場合は、当該月の末日から1か月以内	ICRのエントリー対応でバッチ毎に供給当事国毎の数値等について報告	
4	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(OCR2)	月毎の集計を当該月の末日から1ヶ月以内	混合により供給当事国毎の元素重量に偏りが生じた場合、月毎に報告	4	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(OCR2)	月毎の集計を当該月の末日から1か月以内	混合により供給当事国毎の元素重量に偏りが生じた場合、月毎に報告	
5	核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(OCR3)	PILに対する報告の場合は、実在庫量の確認を終了した日から1ヶ月以内	PIL エントリー対応でバッチ毎に供給当事国毎の数値等について報告	5	核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(OCR3)	PILに対する報告の場合は、実在庫量の確認を終了した日から1か月以内	PIL エントリー対応でバッチ毎に供給当事国毎の数値等について報告	
6	核燃料物質収支報告書(MBR)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支について報告	6	核燃料物質収支報告書(MBR)	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支について報告	
7	核燃料物質受払計画等報告書	対象期間1月から6月までについては、11月30日迄 対象期間7月から12月までについては、5月31日迄	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	7	核燃料物質受払計画等報告書	対象期間1月から6月までについては、11月30日迄 対象期間7月から12月までについては、5月31日迄	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	
8	核燃料物質受払計画等変更報告書	変更する予定年月日の前月25日迄	既に提出した上記報告書の記載内容に変更が生じたときは、その内容について報告	8	核燃料物質受払計画等変更報告書	変更する予定年月日の前月25日迄	既に提出した上記報告書の記載内容に変更が生じたときは、その内容について報告	
9	核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書	輸出にあつては梱包の1ヶ月前。輸入にあつては開梱の1ヶ月前又は施設到着の日の2週間前の <u>いずれか</u> 早い時期	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に相手国名及び予定数量等について報告	9	核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書	輸出にあつては梱包の1か月前。輸入にあつては開梱の1か月前又は施設到着の日の2週間前の <u>いずれか</u> 早い時期	核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合に相手国名及び予定数量等について報告	
10	国際規制物資使用届	使用の都度あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について報告	10	国際規制物資使用届	使用の都度あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、国際規制物資の種類及び数量、予定使用期間等について報告	
11	事故損失	遅滞なく	状況、原因、措置(再発防止含む)	11	事故損失	遅滞なく	状況、原因、措置(再発防止含む)	
				12	<u>サイト内建物報告書</u>	<u>翌年の1月31日まで</u>	<u>毎年12月31日におけるサイト内に存在する全ての建物について報告</u>	
							「サイト内建物報告書」の追記	